

兩者ハ別個ノ成立要件ヲ有スヘカ故ニ兩者ハ分割スルコトヲ得
故ニ授権行為ハ其ノ原因タル基本手係トハナレテ要因行為タル性
質ヲ有ス

從テ基本手係カ有效ニ成立スルヤ否ヤハ代理行為ノ成立ニ手係ス
ル所ナレバ代理権ノ消滅ニ于テモ亦全シ 基本手係カ消滅スル
モ代理手係ハ必ラスシモ消滅スルモノニアラス 一八一條ノ代理
権ハ委任ノ終了ニヨリテ消滅スヘキコトヲ規定スト虽モ 若シ委
任ト授権トカ分離スヘカラサルモノトスレハ此ノ規定ハ與用ノ規
定ナリ 故ニ此ノ規定ヨリズヘハ我法典ニ於テモ解釈上授権行為
ヲ以テ無因行為トナスコトヲ得ヘレ

四 授権ノ通知

授権行為ナクシテ代理権ノ授與ト全一ナル效果ノ生スル場合アリ
即チ授権ノ通知カ法律ノ規定ニヨリ授権ト全一ノ效果ヲ生スル場
合ナリ(一〇九)

授権ノ通知トハ第三者ニ對シ他人ニ代理権ヲ與ヘタル旨ヲ通知ス
ルヲ云フ 此ノ通知ハ授権行為ニアラス 已ニナサレタル授権ノ
否定ヲ通知スルニスキス (單純ナル事實ノ通知) 此ノ通知カ事實
ニ合シタルトキハソノ通知ハ獨立シテ效力ヲ生セス 此レニ反
シ其ノ通知ト事實トカ合セザル場合ニハ理論上ヨリズハ授権ト
キカ故ニ其ノ他人ハ代理権ヲ取得スルコトナレ 若シ此ノ場合ニ
他人カナシタル行為ニツキ其ノ通知ヲナシタル本人カ責ヲ負ハサ
ルモノトナサハ取引ノ安全ヲ害スル結果ヲ生ス 第三者ハ其ノ授
権ノ通知ニ信賴シテ其ノ他人カ代理権ヲ有スルモノトシテ之レト
行為ヲナスヘキカ故ニモシ其ノ通知カ何等ノ效果ナキモノトスル
トキハ第三者ハ損害ヲ被ムル

故ニ此ノ場合ニ法律ハ事實授権アリタルモノト全一ニ見做シ本
人其ノ他人ハ第三者トノ間ニ爲シタル行為ニ付キ責ニ任スヘキモ
ノトナス

此ノ場合ニハ、授権ナキヲ以テ他人ハ代理権ヲ取得スルモノニアラ
ス。只實際上ノ必要ニヨリ其ノ他人カ通知セラレタル代理権ノ範
圍内ニ於テ第三者トノ間ニ於テハ行爲ニ付キ本人カ責ニ任スヘ
キモノトス。

第四項 代理権ノ範圍

第一目 総論

代理行爲ハ本人ニ対シ效力ヲ生スルカ爲メニハ代理人ハ代理権ノ
有スルニ止マラス其ノ權限内ニ於テ行爲ヲナシタムコトヲ要ス。
代理人ノ權利ニハ種々アリ。或ハ一似ノ法律行爲或ハ或種類ニ屬
スル數多ノ行爲ノ代理ヲムコトアリ。或ハ一體ヲナセル種々ノ行爲
ノ代理ヲムコトアリ。前者ヲ特定代理ト云ヒ。右者ヲ一般代理ト云
フ。

一般代理ニ於テハ、或ハ或營業ニ于スル行爲ノ代理ヲムコトアリ
或ハ或財産管理ニ于スル行爲ノ代理ヲムコトアリ。或ハ或人ノ代
理ヲ許ス行爲ノ全部ノ代理ヲムコトアリ。

代理権ノ範圍ヲ規定スルハ尤ノ方法ニヨル

(1) 法定代理ニアリテハ其ノ權限ハ法律ノ規定ニヨリ定マルニ
ハ。八四四、八八四以下、九二三、一〇四三、一〇五三等ノ如
シ。

(2) 任意代理ニアリテハ其ノ權限ハ原則トシテ授權行爲ノ内容ニ
ヨリテ定マル。故ニ各場合ニ授權行爲ノ解釈ニヨリ權限ヲ確定
スヘク、基本千係モ代理人ノ權限ヲ定ムルニツキ其ノ材料トナ
ルコトアリ。

然レトモ法律ハ或ハ一定ノ代理権ノ範圍ヲ強行的ニ規定スルコ
トアリ。例ハハ支配人ノ權限ノ如シ。(商三〇條)
又一〇三條ニ於テ一般補助規定ヲ設ク。即チ代理人ノ權限ニ定

トキ時ハ代理人ハ財産ヲ管理スル行為ニ付テノミ权限ヲ有ス
之レニ屬スル場合ヲ挙クレハ

(1) 保存行為

物又ハ权利ノ滅失毀損ヲ防グ行為 (或ハ修繕)

然レトモ滅失毀損ヲ防クタノ物又ハ权利ノ性質ヲ変スルコト
ヲ妨ケス

(2) 物又ハ权利ノ性質ヲ變セサハ範圍ニ於テ利用又ハ改良ヲ目
的トスル行為 利用トハ物又ハ权利ニヨリテ收益ヲナスヲ云

フ (金銭ヲ銀行ニ預ケテ利子ヲ得 家屋ヲ賃貸スル等)

改良トハ物又ハ权利ノ價格ヲ増加スルヲ云フ (建物ニ改良ヲ
施シ条件付ノ权利ヲ無条件トシ他物权ヲ消滅セシム)

然レトモ此等ノ行為ニヨリ兩又ハ权利ノ性質ヲ變スルコトヲ
得ス 例ヘハ從來賃貸セハニ之ヲヤソ地上权ヲ設定スルカ如
キハ管理行為ニアラス

第二目 複代理

第一 複代理ノ性質

複代理トハ代理人カ他人ヲシテ自己ニ代リ权限内ノ行為ヲ代理セ
シムルヲ云フ 複代理人ノ权限ハ代理人カ本人ノ名義ニ於テ更ニ其
リ者ニ授クスルニヨリテ生ス 之ヲ複授権ト云フ 複授権モ亦代
理行為ナレハ本人ノ名義ニ於テ之ヲナスコトヲ要ス 若シ本人ノ名
義ニ於テ複授権ヲササレルトキハ複授権ハ成立セス 此ノ場合ニハ
一ヨリ於テ規定ニヨリ其ノ授権行為ハ代理人其人ノ名義ト見做サレ
複代理人ハ代理人ノ代理人トナス

第二 複授権ノ制限

代理人カ複授権ヲナス权限ヲ有スルヤ否ヤハ法定代理人タルト任

任意代理人トヨリテ異ナル

(1) 法定代理人カ複授权ノ权限アリヤ否マハ法律規定ニヨリテ定マ

ル。法定代理人ノ原則トシテ複授权ノ权限ヲ有ス。(一〇七)

本来授权ハ代理人其人ニ重キヲオクモノナレハ複授权ノ权限ハ当

然代理权ニ合マル、モノトナスコトヲ得。然レトモ法定代理人ハ

広汎ナル权限ヲ有スルモノナルカ故ニ常ニ自ら代理ヲナスコトハ

不能ナリ

又之ヲ爲スニ困難ナル場合少カラズ。又複代理人ヲ選任スルニツ

キ本人ノ許諾ヲ得ルコト誠ハサハ場合多シ

故ニ實際ノ必要上法律ハ原則トシテ法定代理人ハ複授权ノ权限ヲ

有スルモノトス

(10) 任意代理人ノ原則トシテ複授权ノ权限ヲ有セス

蓋シ本人ハ通常代理人其人ヲ信用シテ代理权ヲ授与スルモノナ

ルカ故ニ代理人ハ当然他人ヲシテ其ノ代理行為ヲナサシムルコト

ヲ得ルモノトナスコトヲ要スルカ故ナリ。故ニ本人カ殊ニ複

授权ノ权限ヲ有ヘタル場合ニ於テノ代理人ハ其ノ权限ヲ有ス

ルモノトナサシムルカラス

然レトモ法律ハ代理人カ本人ノ許諾ヲ得タル場合ノ外已ムヲ得

サハ事由アルトキハ複代理人ヲ選任スルコトヲ得ルモノトナセ

リ。(一〇四)之レ主トシテ代理人カ自ら行為ヲナスコト能ハサ

ル場合ヲ云フ。(不在等)

此ノ場合ニ若シ代理人カ自ら代理行為ヲナサズ又ハ選任スルト

キハ本人ニ損害ヲ生スル恐レアルヲ以テ複授权ノ权限ヲ有ヘタ

ルナリ

第三 複代理ノ效力

(1) 本人ト複代理人トノ關係

此ノ兩者ノ間ニハ二個ノ關係ヲ生ス

(a) 複代理ノ干係

複代理ハ代理人カ本人ノ名義ニ於テナス代理行為ナルカ故ニ複代理人ヲ複代理ノ权限ヲ有シテ之ヲナストキハ其ノ複代理ハ九九条ニ從ヒ直接本人ニ對シ其ノ效力ヲ生ス 從テ複代理人ハ複代理ノ权限中ニ(二〇七、I)

即複代理人カ其ノ每ヘラレタル权限内ニ於テ本人ノ名義ニ於テナシタル意思表示、又ハ第三者ヨリ受ケタル意思表示ハ直接ニ本人ニ對シ其ノ效力ヲ生ス 一且ソノ效力カ代理人ニツキ生シ之レヲ經過シテ本人ニ移ルニアラス 若シ複代理人カ本人ノ名義ニ於テナシタルトキハ其ノ行為ハ自己ノ為メニナシタルモノト見做サレ 第三者ニ對シ責任スルコトヲ要ス (一〇七、II) (一〇七、I)

(b) 基本干係

本人ト複代理人間ノ干係ハ複代理ニヨリ当然生スルモノニアラ

ス 固ヨリ複代理ト共ニ代理人カ本人ノタメニ複代理人ト本人トノ間ニ直接ノ效力ヲ生マヘキ委任其ノ他ノ契約ヲ締結セル場合ニハ本人ト複代理人トノ間ニ基本干係ヲ生ス 然レトモ複代理ニヨリ複代理人ハ直接ニ本人ヲ代理スルニ至ルカ故ニ代理人カ正当ノ权限ヲ以テ複代理ヲナシタルトキハ間接ニ本人ト複代理人間ニ於ケル委任ノ他ノ基本干係ヲ繼續スルモノト見做シ本人ハ複代理人ニ對シ直接ニ權利義務ヲ取得スルモノト云フヘシ (一〇七、II)

(c) 基本ト代理人トノ干係

複代理ヲナシタル場合ニ代理人カ本人ニ對スル義務ハ基本干係ニヨリテ定メサレヘカラス (a) 任意代理ノ場合ニ代理人カ複代理ヲナスヘキ权限ヲ有シ之ニ從ヒ複代理人ヲ選任シタルトキハ基本干係ヨリ生ズヘキ其ノ義務ヲ履行シタルモノニシテ更ニ本人ニ對シ其以上ヲ負担スルコト

トナシ 從テ複代理人ノ行爲ニ付テハ本人ニ對シテハ其ノ責ニ任セズ 單ニ自己ノ過失ニ付テ責ニ任ス

複代理人ノ送任及監督ニ付テ其ノ責ニ任スルナリ (一〇五エ) 更ニ代理人カ本人ノ指名ニ從ヒ複代理人ヲ送任セルトキ代理人ハ本人ノ意思ニ從ヒ其ノ義務ヲ履行セルモノナレハ代理人ハ全ク其ノ責任ヲ負フコトナシ

此ノ場合ニ於テモ代理人ハ代理人トシテ中間ニ存スル故ニ複代理人ノ不適任又ハ不誠實ナルコトヲ知リテ之ヲ本人ニ通知シ又ハ解任スルコトヲ爲リタル場合ニノミ責ニ任ス (一〇五フ)

上述スル如ク反シ代理人カ複授權ヲナス权限ヲ有セス 複授權ヲナシタルトキニハ基本ノ係上ノ義務ニ違反セルモノナレハ此レニヨリ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

(ハ) 法定代理ノ場合ニハ法典ハ實際ノ必要ヨリレテ代理人ニ広キ权限ヲ認ムルト共ニ他方ニ於テハ其ノ权限ヲ濫用セルノサハシ

トニ其ノ義務ヲ重クシ自己ノ責任ヲ以テ複代理人ヲ送任スルキモノト定ム 故ニ此ノ場合ニハ代理人ハ複代理人ノ送任ニヨリ一切ノ損害ニ對シ本人ニ對シ責ニ任ス (一〇六) 只已ムヲ得サル事由ニヨリ複授權ヲナシタル場合ニハ任意代理ノ場合ト全一ニ論スルヲ得 (今条但書)

第三目 共同代理

共同代理トハ数人カ共同シテ代理スルヲ云フ 即數人カ共同シテ一何ノ代理権ヲ有スル代理ヲ云フ 從テ共同代理ハ代理スルキ行爲ヲ數人ノ間ニ分担スルヲ云フニアラス 又數人ノ代理人カ各独立シテ全一ノ代理権ヲ有スル場合トモ異ナリ 數人ノ代理人トハ場合ニ共同代理ナリヤ否ヤハ各場合ニ當事者ノ意思ヲ解シテ之ヲ定ムヘシ 法典ハ此ノ点ニ付テ補充規定ヲ設クル知ナシ (商三〇条五 六一 一七二)

共同代理ニアリテハ凡テ代理人カ共全シテ本人ノ名義ニ於テ意思表示ヲナス事ヲ要ス。又特別ノ定リナキ時ハ共全シテ他人ヨリ意思表示ヲ受ケルコトヲ要ス。(商三〇条五。参照)

代理人ノ意思ノ缺欠其ノ他代理行為ノ不成立ヲ来スヘキ事實カ共同代理人ノ代理ニツキ存スルトキハ代理行為ハ成立セス。又或事情ヲ知リタリヤ否ヤハ代理人ノ一人ニ付テ之レヲ定ム。(一〇〇)

第四目 自己行為ニヨル代理

(Selbsthandlung)

自己行為ニヨル代理トハ代理人カ自ら当事者ノ一方トナリ。又当事者双方ノ代理人トシテ行為ヲナスヲ云フ。

自己行為ニヨル代理ニハ理論上ソノ成立ヲ認ムヘキヤ否ヤニ付テハ説分ハ

或ハ自己行為ノ場合ニハ代理人ノ意思ハ要ニ於テハ本人ノ意思ト

シテ衝クカ故ニ何ノ意思活動ス。故ニ自己行為ニヨリテ契約成立スルコトヲ得ヘモトナス説アリ。然レトモ自己行為ニアリテハ一人カ其ノ心中ニ於テ決定スルニスキス。一人ノ心中ニハ何ノ意思アルノミニシテ何ノ意思活動スルコトハ認メラレズ。故ニ自己行為ニヨリテ契約成立スルコトヲ得ズ。且契約ハ相對立スルニ何ノ意思表示ヨリ成立ストモ自己行為ハ斯クノ如キ意思表示ナシ。故ニ自己行為ニヨル契約ハ何ノ意思ノ合致ニヨルニアラス。一人ノ意思ノ決定ニ依テ成立ス。然レトモ法律ハ一人ノ意思ノ決定ニ契約ト云ヘノ効力ヲ付スルコトヲ得。故ニ自己行為ハ理論上不能ニアラス。自己行為ニヨル代理カ理論上可能ナリトスルモ自己行為ニヨル代理ニハ当事者間ニ利益ノ衝突ヲ来ス。蓋シ代理人ハ自己単独ノ意思ノ決定ニヨリ双方ニ効力ヲ生スヘキ行為ヲナスモノナレハ或ハ専ラ自己ノ利益ノミヲ計リ。或ハ当事者ノ一方ノ利益ノミヲ計ル危險アリ。故ニ自己行為ニヨル代理ハ一般ニ之レヲ許スヲ得ス。我法典ハ理

上自己行為ノ成立ヲ認めルモ利益ノ衝突ヲ予防スヘクニ自己行為
ヲ許サ、ルヲ原則トス（一〇八）此ノ規定ハ単ニ契約ノミナラス單
獨行為ニモ通用アリ

又法定代理タルト、任意代理タルトヲ同ハス、然レトモ例外トシ
テ尤ノ場合ニハ自己行為ハ成立スルヲ得

(1) 債務ノ并済（全条但書）

此ノ場合ニハ行為ノ内容カ確定シ当事者ノ一方カミニ不利益ヲ
来ス恐レナシ、且實際上ノ必要ヨリシテ并済ニ付テハ自己行為
ヲ認めルニ必要アリ、例ヘハ未成年者ト法定代理人ノ間ノ債務并
済ノ如シ、且并済ハ代理人カ本人ニ対シ負擔スル債務ノ并済ヲ
ルト、本人カ代理人ニ対シ負擔スル債務ノ并済タルトヲ不同
ス今一人ニヨリテ代理セラハ、他人間ノ債務并済ノ場合ニ含ム
然レトモ并済ハ外部ニ表示セラハ、方法ニヨリナサル、コトヲ
要ス（例ヘハ帳簿ニ記入スルカ如シ）

并済ニ付キテハ自己行為ヲ許スモ代物并済ニ付キテハ自己行為
ヲ許サス（四八二）相殺ニツキテハ説分ルレトモ通説ハ可能ナ
リトス

(2) 本人カ之レヲ許容シタル時

此ノ場合ニハ本人カ自ら自己行為ニヨル代理ヨリ生スル危険ヲ
負擔セントスルモノナレハ自己行為ヲ許スモノト解セザルヘカ
ラス

以上ノ例外ノ場合ヲ除キ代理人カナレタル自己行為ハ全然無効ナリ
ヤ、又ハ無権代理行為ナリヤニ付テハ議論分ルレトモ、説カ正當ナ
リト解ス、蓋シ一〇八条ハ禁止規定ニアラス、已ニ本人ノ許容ニヨ
リテ自己行為ニヨル代理カ成立スルモノトナストキハ又事後ノ追認
ニヨリテ行為ノ効力ヲ確定スルコトヲ得ルモノトナサハルヘカラス、
之レ實際ノ必要ヨリナラズモ右説ヲ適當トス

第五目 权限外ノ代理

代理行為カ本人ニ對シテ效力ヲ生スルタメニハ代理人カ代理權ヲ有シ
且其ノ代理權ノ範圍内ニ於テ行為ヲトスコトヲ要ス、然レトモ法律
ハ代理人カ其ノ權限ヲ超ユル場合ニ權限内ノ行為トシテ、效力ヲ生
セシムル場合アリ

(1) 法律ノ規定ニヨリ代理權ノ範圍カ定ラレタル場合ニ其ノ代
理權ノ制限ハ之ヲ知ラサハ第三者ニ對抗スルコトヲ得サレ場合
アリ (商三〇条四、民五四条參照)

此ノ場合ニハ其ノ制限ヲ超テ代理人カ善意ノ第三者トシテ
ハ行為ノ權限内ノ行為トシテ、效力ヲ生シ本人ハ之ニ對シテ責任
任ス

(2) 本人カ代理權ノ範圍ヲ定メタル場合ニ代理人カ其ノ範圍ヲ超

ヘテヤシタル行為カ本人ニ對シテ效力ヲ生スル場合アリ
此ノ場合ニ第三者カ權限アリト信スヘキ正当ノ理由ヲ有シタル
トキハ其ノ行為ハ權限内ノ行為トシテ、效力ヲ生シ本人ハ其ノ
行為ニ對シテ責任任ス (一〇〇)

此ノ規定ノ適用アルカタメニハ、
(1) 代理人カ權限外ノ行為ヲヤシタルコトヲ要ス、故ニ此ノ規
定ハ代理權ヲ有セザル代理人ニ適用ナシ、代理權ヲ有スルモ
代理人ノ行為ハ權限内ニ屬セザル場合ハ適用アリ、然レトモ
代理權ノ範圍ヲ超ユル行為ハ当初與ヘラレタル權限ヲ超ユル
場合タルト、又ハ右ニ至リ加ヘラレタル權限ヲ超ユル場合タ
ルトヲ區別セス

(2) 第三者カ權限外ノ行為ヲ權限内ノモノト信シ且信スルコト
カ正当ノ理由ニ基クコトヲ要ス、理論ヨリ云ヘハ代理人ノ權
限外ノ行為ニ付テハ例ヘ第三者カ權限内ノ行為ナリト信シタ

此場合ニ於テモ本人ハ其ノ行為ニ対シ責任ヲ負フヘキ理由ナレ
然レトモ他方ヨリ見ルトキハ第三者カ各場合ニ代理人カ权限
ヲ有スルヤ否ヤヲ知ルコトハ實際困難ナリ 第三者ハ权限ア
リヤ否ヤヲ調査スルカ義務ヲ負フモノニアラス 從テ取引ノ
安全ヲ保護スルカ爲メニ权限アリト信シテ代理人ハ行為ヲナ
シタ 第三者ヲ保護スル必要アリ 故ニ法律ハ双方ノ利益ヲ
顧慮シテ第三者カ权限アリト信スルニ正当ノ理由ヲ有セザ場
合ニハ本人ハ代理人ノ权限外ノ行為ニ対シ責任ヲ負スヘキモノ
トス
第三者：代理権アリト信スヘキ正当ノ事由ヲ有スルコトヲ要
スルカ故ニ単ニ消極的ニ权限外ナルコトヲ知ラザルヲ以テ足
レリトセス
又過失ナリテ权限外ナルコトヲ知ラザルヲ以テ足レリトセ
ズ 積極的ニ权限アリト信スヘキ正当ノ理由アルコトヲ要ス

正当ノ理由アリヤ否ヤハ各場合ノ事實問題ニシテ単ニ代理人
カ自ラ权限ヲ有シオルト云フ主張ヲ信シタルヲ以テ正当ノ理
由ト云フヲ得ス 例ヘハ從未當事者同ノ取引千係ニ於テ代理
人カ有シタル权限ヲ一時ニ制限シ其ノ旨ヲ相手方ニ通知セス
又例ヘハ初メ相手方ニ対スル意思表示ニヨリ 授权ヲナシ右ニ
至リ之レヲ制限スルモ其ノ制限ヲ相手方ニ通知セザル場合ノ
如キハ正当ノ理由アリト云フコトヲ得ヘシ
以上ニツノ場合ハ代理人カ权限ヲ超ヘシトキハ本人ハ其ノ行為
ニ対シ責任ヲ負スルモ代理人ハ之レカ爲メニ权限ヲ取得スルモノ
ニアラス 依然トシテ权限ヲ有セス 從テ此ノ場合ニハ权限ナ
クシテナサレタル代理行為カ本人ニ效力ヲ生スルニ外ナラス

第五項 代理権ノ消滅

代理権ノ消滅ノ原因ヲ挙クヘカノ如シ

(7) 任意代理ノ場合ニハ尤ノ事由ニヨリテ代理権ハ消滅ス

(1) 授权行為ニ定メタヘ消滅原因ノ発生

期限付条件付授权ノ場合ニハ期限ノ到来・条件ノ成就

(四) 代理行為ノ実行又ハ其不能

代理人カ代理行為ヲ実行セシキハ代理権カ消滅スヘキハ本
ヲ依ラス 又法律上若クハ事實上ノ原因ニ基キ代理行為カ
不能トナリタヘ場合ニモ亦全シ

(三) 代理人ノ死亡

代理ノ本人ト代理人ト对人的信用ニ基キ成立スルモノナレハ
代理権ハ相続ノ物体タルヲ得ス 従テ代理人カ死亡シタルト
キハ代理権ハ消滅ス (一一一、二五)

(二) 本人ノ死亡

同一ノ理由ニヨリテ本人ノ死亡ニヨリテモ亦代理権ハ消滅ス

(全条一号) 此ノ場合ニハ基本関係カ消滅ス (六五三) 然レ
トモ商事上ニ於テハ實際取引上ノ必要ヨリ本人カ死亡スルモ

代理権ハ消滅セス (商ニ六八) (商行為ノ委任ニヨル代理権)

(ホ) 代理人ノ禁治産

代理人カ授權後ニ至リ禁治産者トナリタルヲ云フ 当初禁治
産者タルコトヲ知リテ代理権ヲ與ヘタル時ハ其授權ハ有效ト
リ (一〇二)

然レトモ後ニ至リ禁治産者トナリタル時ハ本人ハ引續キ其ノ
代理人ニヨリ代理セシムル意思アリトナスコトヲ得ス 故ニ
此ノ場合ニハ代理権ヲ消滅シタルモノトナス (一一一、二五)
基本ノ係モ消滅ス (六五三)

反之本人カ行為能力ヲ失フモ代理権ハ消滅セス

(ハ) 代理人ノ破産

破産ニヨリ代理人ハ其ノ信用ヲ失ヒ且基本ノ係消滅ノ原因ト

ナル(六五三)

故ニ代理人ノ破産ヲ以テ代理権消滅ノ原因トナス(一一一条ニ号)

然レトモ本人ノ破産ハ代理権ノ消滅ト于係ナシ

(ト) 代理権ノ撤回

代理権ハ通常本人ノ利益ノタメニ与ヘラレ且本人一方ノ意思表示ニヨリ效力ヲ生スルモノナルカ故ニ本人ハ之ニ拘束セラハル所ナシ。故ニ本人ハ一旦与ヘタル代理権ヲ自由ニ撤回スルコトヲ得(法典ニ規定ナシ)

(フ) 代理権ノ拋棄

代理人ハ授權行為ニヨリ単ニ權利ヲ取得ス、授權ヲ係ヨリ云フ時ハ何等ノ拘束ヲ受ケス。故ニ代理人ハ自由ニ代理権ヲ拋棄スルコトヲ得。代理人カ代理権ヲ行使スヘキ義務ハ基本于係上ノ義務也。故ニ代理権ヲ拋棄シテ本人ニ損害ヲ生セシ

(四) 基本于係ノ消滅

ソタル時ハ代理人ハ基本于係上義務不履行ノ責ニ任ス。授權行為ハ基本于係ト独立シテ成立スルモノナレハ代理権モ亦独立ノ消滅原因ヲ有ス。基本于係ノ消滅ノタメ代理権ト當然ニ消滅スルモノニアラス。然レトモ實際ニ於テハ本人ハ基本于係アルカタメニ代理権ヲ授与スルヲ常トス。從テ基本于係カ消滅スル時ハ代理権モ消滅スルモノトナスヲ以テ当事者ノ意思ニ合ス。故ニ法典ハ委任ノ終了ニヨリ代理権ハ消滅スルモノトス(一一一条五)

此ノ規定ハ他ノ基本于係ニ付テモ準用スヘシ

(三) 法定代理

法定代理ハ代理人ノ死亡、禁治産ハ破産及本人ノ死亡ニヨリテ消滅ス(一一一条) 又代理人ノ基本タル地位ノ消滅シタルトキハ代理権ニ從テ消滅ス

以上述へし原因ヨリ代理権カ消滅シタハ右ニテ、第三者カノ
消滅ヲ知ラザルト否トニテ、代理人ノ行為ハ無権代理トナシ
然レトモ凡テノ場合ニ無権代理トナス時ハ代理権ノ消滅ヲ知ラザ
ル、第三者ノ保護ヲ以テ取引ノ安全ヲ害スルニ至ルカ故ニ法典ハ代
理権ノ消滅ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ザルモノトナ
ス(一一二)

第三者カ消滅ヲ知ラザル原因ハ之レヲ問ハス、然レトモ、第三者カ
消滅ヲ知ラザル事ノ過失ニ基カザル事ヲ要ス(合条但書)即チ相
当ノ注意ヲ用ヒシカ然レテ其ノ消滅ヲ知ラザル場合ニハ其ノ
消滅ヲ以テ其ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

第六項 無権代理

第一目 無権代理ノ性質

無権代理トハ代理権ヲクシテ他人ノ名義ニ於テ法律行為ヲナス
事ヲ、無権代理ハ或ハ代理人ノ全ク代理権ヲキ場合ニ生ス、而シテ
初メヨリ授權ヲカケシト右ニ至リ代理権カ消滅セムトテ同ハス、或
ハ代理人ノ其ノ权限ヲ超ヘタ場合ニ生ス、蓋シ权限ヲ超ヘテナ
クハ行為ニ付テハ全ク代理権ニキ場合ト今一ナカ故ナリ

今日實際取引上ニ於テハ代理権ヲクシテ他人ノ爲メニ行為ヲナス
コトヲ認ムル必要ハ頗ル多シ、單ニ事務管理ノ理定ニミテ以テシテ
ハ(六九七)實際ノ必要ニ應ジテ得ス、管理者ハ自己ノ名義ヲ以
テ他人ノ爲メニ行為ヲナスコトヲ以テ反シリトセズ、法律行為ノ性
質上、本人ノ名義ヲ以テスルニテラサシム、其ノ目的ヲ達スルコトヲ
得サレコトナリ、又第三者ハ本人ノ資力ヲ信頼シテ本人ノ名義ニ於
テノ行為ヲナスコトヲ欲スルコトナリ、又管理者ヨリ云ハハ自ラ
其ノ行為ヨリ生スル義務ヲ負担スルコトヲ欲セザルコトナリ、之等
ノ理由ニヨリテ無権代理ヲ認メ、行為後ニ本人ノ追認ニヨリ效力ヲ

生々しムルコトヲ得ルヲ認ムル必要アリ 故ニ法典ハ無権代理ヲ許
容スル規定ヲ設ケタリ

無権代理ハ代理権ナキ代理ナレハ 權執行爲ナシ 基本権條トシテ
通常事務管理存ス 故ニ本人ト代理人トノ 干係ハ事務管理ニ于スル
規定ニヨリテ之レヲ定ムヘシ

第二目 無権代理ノ效力

無権代理ノ效力ハ契約ヲトシト單獨行爲ヲトシトニヨリテ異ナリ

第一契約

(1) 本人ト相手方トノ 間ニ於ケル效力
無権代理ヲ第三者トシタシ行爲ハ 全ク成立セザル行爲ニマラ
ス 直ニニ效力ヲ生スルコト能ハス 效力ヲ生スルヤ否ヤ一時
不良ノ状態ニテモナリ

恰カモ停止条件付契約ニ於テ条件ノ成否未定ノ間ニ於ケルト全
ク契約ハ本人ノ 追認ニヨリテ效力ヲ生ス (一八一三、一八一五)
其ノ拒絕ニヨリテ本人ト相手方トノ 間ニ於テ效力ヲ生スルコト
ヲ得ナシコトヲ確定スルナリ 而シテ追認前ニマリテハ相手方
ニヨリテ拘束ヲ受ルコト共ニ其ノ 契約ニ于テ撤回权及追認ヲ催告
スル权ヲ有ス

(1) 追認前ノ效力

本人カ追認スル前ニハ相手方ハ尤ノ权利ヲ有ス

(2) 相手方カ代理人ト称スル者ノ代理権ナキコトヲ知ラザル

場合ニハ其ノ契約ヲ撤回スルコトヲ得 (一八一五)

蓋シ相手方カ代理権ナキ事ヲ知ラスニテ代理人ト契約ヲナ
シタル場合ニハ其ノ契約ハ直ニ本人ニ對シテ效力ヲ生スルヤ
モトト信シテ締結シタルモナラカ故ニ此ノ撤回权ヲ得
ルハ公平ニ合ス 代理権ナキコトヲ知ラザル理由ハ之レヲ

向ハス、過失ニ基キテ之レヲ知ラサル場合モ亦適用アリ
而シテ知ラサル事ハ契約締結ノ時ノ標準トス 反之相手
方カ代理権ナキコトヲ知リタル場合ニハ自ラ效力不足ノ行
為ヲナスコトヲ知り自ラ其ノ危険ヲ負担スルモノナカ故
ニ之レヲ保護スヘキ理由ナシ 故ニ此ノ場合ニハ相手方ハ
撤回権ヲ有セス 相手方カ撤回権ヲ有スル場合ニ何人ニ対
シテ撤回ノ意思表示ヲナスヘキヤ法典ニ規定スル処ナシト
虽モ本人又ハ代理人ニ対シテナスコトヲ得ヘキモノト解ス
ヘシ

(六) 相手方ハ本人ニ対シ追認ヲ催告ヲナスコトヲ得(一一四)
即本人ニ対シ其ノ契約ヲ(無权代理人トシタル)追認スヘキ
ヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得
此ノ催告権ヲ弁ヘタル理由ハ相手方ニ於テ不確定ノ状態ニ
拘束スルコトヲ不公平ナリトシタルカ爲メナリ

催告ノ意思表示ハ本人ニ対シ之レヲナスコトヲ要ス 且相
当ノ期間内ニ追認スルヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ催告スルヤ
要ス

若シ其ノ期間内ニ本人カ確答ヲナサハトキハ追認ヲ拒絶
シタルモノト見做ス(一一四右段) 本人カ確答ヲナサント
スル時ハ相手方ニ対シ之レヲナスコトヲ要シ 且ソノ確答
ノ通知ヲ發スルヲ以テ足ル(発信主義)

(四) 追認

(a) 追認ノ性質

追認トハ本人カ無权代理人ノナシタル契約ヲ自己ニ効力ヲ
生スルコトヲ許容スル意思表示ナリ
追認ハ其ノ性質授権ノ意思表示ト合ヘナリ(全意又ハ許可
ノ性質) 只行為前ト行為后ニ於テナスノ差アリノミ 追認
ノ拒絶ハ追認ヲナサハルノ意思表示ナリ 之レニヨリ無权

代理人ノナレタル行為カ本人ニ効力ヲ生セサルコト確定ス

(b) 追認ノ要件

追認ハ本人ノ一方的意思表示ニヨリテ之ヲナスヲ得。相手方又ハ代理人ニ対シテ之ヲナスコトヲ得。表示ノ方法ハ之ヲ同ハス。無权代理人ノナレタル行為カ自己ニ対シテ効力ヲ生スヘキ事ヲ許容スル意思明カナルヲ以テ得ル。然レトモ追認ヲ以テ相手方ニ対抗スルコトヲ得ルカ爲メニハ相手方ニ対シテ之ヲナスコトヲ要ス。只相手方カ之ヲ知レル場合ニハ直接ニ相手方ニ対シテナスコトヲ要セス(一―三―五)

追認ノ拒絶ニ于スル要件モ亦追認ト全シ。(全条全項)

(c) 効力

本人カ追認ヲナレタルトキハ無权代理人ノナレタル契約ハ直接本人ニ対シテ効力ヲ生ス。追認ノ効力ハ溯及力ヲ有シ

契約ノ時ニ溯リ其ノ効力ヲ生ス。故ニ契約ノ当時ニ代理人カ代理権ヲ有シテ契約ヲナレタルト全一ノ効力ヲ生ス。追認ニ溯及力ヲ認メタルハ之ヲ以テ取引ノ實際及当事者ノ意思ニ合スルモノトナシタルハカ爲メナリ。而シテ其ノ効力ハ単ニ当事者間ノミナラス第三者ニ対シテモ生ス。然レトモ之レカ爲メニ第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ス。即チ契約ノ目的ニ于テ追認ニ至ルマテハ本人ノ知分ニヨリ取得セル第三者ノ権利ヲ害スルコトヲ得ス。蓋シ本人カ一旦知分シタル效果ヲ右ニ至リ失ハシムルハ第三者ニ対シテ公平ナリト云フコトヲ得サルカ故ナリ。然レトモ追認ノ溯及力ニ于スル規定ハ任意規定ニスキサルカ故ニ若シ本人カ反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ其ノ意思ニ従テ本人カ追認ノ時ヨリ将来ニ対シテ効力ヲ生スヘキモノトナシタル時ハ追認ノ時ヨリ効力ヲ生ス。(一―一六)

(II) 代理人ニ対スル效力

無権代理人ノ行為ハ代理人ト相手方ノ間ニハ效力ヲ生スルコトヲ得ス。蓋シ代理人ハ自己ノ名義ニ於テ其ノ契約ヲ行ハシタレモノニテラサルカ故ナリ。

又無権代理人ハ其ノ契約ヲ撤回スル権ヲ有セス。蓋シ代理人ハ其ノ契約ニヨリ何等ノ效果ヲ受クハコトナク且其ノ契約ノ效力ヲ本人ノ意思ニカ、ラシムルモノトシテ之レヲナシタレモノトナレテ代理人ノ撤回ヲ認ムル必要ナシ。而シテ本人カ契約ヲ追認シタレトキハ其ノ效力ハ本人ニ対シテ生スルカ故ニ代理人ト相手方トノ間ニハ何等ノ干渉ヲモ生セス。然レトモ本人カ追認セサル場合ニモシテ全ク代理人ニ責任ナシトスルトキハ相手方ハ不測ノ損害ヲ被ムルカ故ニ法律ハ此ノ場合ニ相手方ノ選任ニ從ヒ代理人ヲシテ履行又ハ損害賠償ノ責任ニ任セシム。(一七七)

高文輝

(a) 責任ノ根拠

代理人ノ責任ノ根拠ニ于テハ本説分ハ或ハ代理人ノ不法行為ニ本ツクモノトナス。然レトモ代理人ニ対スル履行ノ請求ヲ認ムル点ヨリ見レハ不法行為トナスコトヲ得ス。其ノ要件ニ于テハ一畝不法行為ノ要件ト異ナシ。或ハ代理人ハ代理行為ヲナスト共ニ担保契約ヲ締結シタレモノトナス。即チ代理人カ其ノ效力ヲ生スルキコトヲ担保スルモノトナス説アリ。然レテ代理此ノ説ハ事實ニ反ス。当事者ハ斯クノ如キ契約ヲ締結スル余地ナシ。

故ニ責任ハ法律ノ規定ニ基クモノト解スヘシ。即チ法律カ無権代理人ニ自ラ表示シタレ申カ真実ナル事ニ対シ責任ヲ負ハシメタレナリ。

(b) 要件

代理人カ責任ヲ負フカ爲メニハ本人ノ名義ニ於テ行為ヲナシ

タハコトヲ要ス。(1) 代理権ナキコトヲ要ス、然レトモ事實代理
権カク被セル場合ノミナラス代理権ヲ証明スルコト能ハサ
場合ニモ適用アリ。証明ノ責任ハ代理人ニテ、(2) 本人ノ追
認ナキコトヲ要ス。

(c) 效力

相手方ハ代理人ニ対シ損害賠償又ハ履行ノ請求、中其ノ一ヲ
選取スルコトヲ得。損害賠償ハ常ニ必ラスシモ相手方ヲ完全
ニ保護スル方法ニテラス。又損害ノ証明困難ナル場合アリ。故ニ代理人ニ履行ノ責任ヲ
負ハス、然レトモ或ハ給付ノ性質、代理人ノ資力等ノ千係ヨ
リシテ相手方カ代理人ヲ以テ契約ノ当事者トナスコトヲ欲セ
サルコトアリ。又代理人ハ自ら契約ヲ履行スル事能ハルハ場
合アリ(例ハ專屬的給付ノ場合ノ如シ)故ニ法律ハ相手方
ニ損害賠償ト履行ノ請求トヲ選取スルコトヲ得セシム。茲ニ

(d) 責任ノ除外

代理人ハ在ノ場合ニ責任ヲ免ル(一七七エ)

- (1) 相手方カ代理権ナキコトヲ知りタルトモ又ハ過失ニヨリ
テ之レヲ知ラザレトモ、相手方カ代理権ナキコトヲ知レル
時、本人ノ追認アリヤ否ヤノ危険ヲ負担シテ契約ヲ締結セ
ルモノナレハ追認ナキ場合ニ代理人カ責任ヲ負フハキ理由
ナシ、又相手方カ過失ニヨリテ代理権ナキコトヲ知ラザリ
シ場合ニモ又全シ。
- (2) 代理人トシテ契約ヲ締結セハモ、其ノ能クヲ有セザリ
シ時、之レ無能力者ヲ保護スルカ爲メナリ、無能力者カ有

代理人トシテ契約ヲナシタルハ自己ノ為メニシタルニ
テス。他人ノ為メニシタルモノナレハ当然ニ責任ヲ免
レ、結果ヲ生セス。然レトモ此ヲ保護スヘキ理由ニ至リテハ自
己ノ為シタル場合ト異ナレバ、故ニ此ノ規定ヲ設ケテ
無能力者ニ対シテハ責任ヲ除外ス。

第二、単独行為

(1) 自働代理

専任代理人カナシタルハ単独行為ハ原則トシテハ無効ナリ。蓋シ
単独行為カ本人ノ追認ニヨリ效力ヲ生スルモノトナストキハ本
人ニトリテハ利益ナレモ相手方ニテハ不利益ナリ。単独行
為(契約ノ解除催告ノ如シ)ハ行為カ一方ノ意思表示ニヨリテ效
力ヲ生スルカ故ニ相手方ハ単ニ受働地位ニアリ。從テ相手方
ハ自ラ何等ノ救カヲナスニアラスレテ(自發ニ出ツルコトナク)

本人ノ追認アルマテハ不確定ノ状態ニ拘束セラレ、結果ヲ生ス。
故ニ相手方ヲ保護スル為メニ、専任代理人ノ単独行為ハ無効ナリ
トナス。然レトモ危ノ場合ニ於テハ殊ニ相手方ヲ保護スヘキ理
由ナルカ故ニ契約ト全様ノ規定ヲ準用ス(一七八)

(1) 行為ノ当時相手方カ代理人ノ代理権ナクシテナスコトニ合
意シタル時

此ノ場合ニハ相手方ハ自ラ不確定ノ状態ヨリ生スル危険ヲ負
担セントスルモノナルカ故ニ之レヲ保護スヘキ必要ナシ。
此ノ場合ニハ相手方カ代理人ノ代理権ナキコトヲ知ル場合ニ
在ス。

(2) 行為ノ当時相手方カ代理人ノ代理権ヲ単ハサリシ時
此ノ場合ニハ相手方ヲ保護スヘキ理由ナシ。而シテ此ノ場合
ニハ単ニ異議ヲ申立テサルヲ以テ足り代理人ノ代理権ナキコ
トヲ知ント否トヲ問ハス。

以上三ツノ場合ニハ無权代理人ノヤス契約ニ于スル規定ヲ準用ス 即チ本人ノ追認ニヨリテ其ノ效力ヲ生ス(一一三、一一六)

追認アルマテハ相手方ハ追認ノ催告权及撤回权ヲ有ス(一一四、一一五) 然レトモ(1)ノ場合ニハ代理权ナキコトヲ知ルカ故ニ撤回权ヲ有セス(一一五、但) (2)ノ場合ニハ代理权ナキコトヲ知ラサハヤ否マニヨリ撤回权ノ有無ヲ定ム

撤回トハ撤回ニ準シテ本ヲ相手方カ代理人ノナシタル单独行爲ノ效力ヲ受ケサハ竟意思表示ヲ本ニ外ナラス 又此ノニ似ノ場合共ニ相手方カ代理权ナキコトヲ知リタル時ハ追認ナキモ代理人ハ其ノ責ニ任セス(一一七、二)

(II) 受働代理

第三者カ無权代理人ニ対シテヤス单独行爲モ亦前述セルト全一ノ理由ニヨリ原則トシテ無効ナリ 只其ノ代理人ノ同意ヲ得テナシタル单独行爲ニ于シテハ無权代理契約ノ規定ヲ準用シ本人

追認ニヨリ其ノ效力ヲ生スルコトヲ得(一一八)

第六款 法律行爲ノ效力

第一項 総論

法律行爲ノ效力トハ法律行爲ノ内容ニ適合シテ生スル效力ヲ云フ 或ハ法律ノ規定ニヨリ法律行爲ノ内容ニ適合セザル在ノ效力ヲ生スル場合アリ

例ハハ法律行爲ノ無効トハカ爲ノニ損害賠償ノ義務ヲ生スルカ如シ (消極的行爲上ノ損害)(日本ニハナシ)

然レトモ此レ法律行爲ノ效力ニアラス 法律行爲ノ效力ハ其ノ效力發生ニ必要トシテ要件ヲ完備スルニヨリ初メテ生スルナリ 然レトモ其ノ效力カ發生前ニ一種ノ效力ノ生スルコトアリ 例ハハ無权代理行爲ノ追認前ニ生スルキ效力ノ如シ

然レトモ此ノ種ノ効カモ亦法律行為ノ効カニアラス
 法律行為ノ効カカ發生シタル右ニアリテハ行為者ハ其ノ行為ヲ
 撤回スルヲ得サルヲ原則トス 此ノ点ニ付テハ契約ニ于テハ
 本ヲ保タス 単独行為ヲシテ行為ノ目的トスル効カカ發生シ
 タル以上ハ原則トシテ之レヲ撤回スルヲ得ス 法律ハ殊ニ撤回
 スルコトヲ得サル旨ヲ規定スル場合アリ 例ハハ五四〇、四
 〇七、五、一〇二、二、一、一〇九、一、二、ノ如シ

然レトモ意思表示カ已ニ成立セハモ未ダ効カヲ生セサル前ニハ之レ
 ヲ撤回スル事ヲ得ルヲ原則トス (到達前ニ撤回スルヲ得ルカ如シ)
 然レトモ法律ハ其ノ撤回ヲ許サル場合アリ 例ハハ中止ノ意思表
 示ノ如シ (五二一、五二四)

法律行為カ完全ニ其ノ効カヲ生スルコトヲ得サル場合ハ之レヲ無
 効ト、取消シ得ヘキ行為トニ分ツコトヲ得

第二項 無効

(一) 無効ノ性質

法律行為ノ無効トハ法律行為カ法律上当然効カヲ生セサルヲ云フ
 從テ無効ノ法律行為ハ全ク効カヲ生セス 即チ当初ヨリ無効ニシ
 テ取消シ得ヘキ行為ヲ知リ当初効カヲ生シ右ニ効カヲ失フモノト
 ハ異ナシ (右ノ取消ニヨリ)
 又無効トハ確定的ニシテ右ニ至リ無効ノ原因ナキニ至ルモ法律行
 為ノ有効トナシコトナシ 無効ノ法律行為ハ法律上当然無効ニシ
 テ無効トナスカタニハ当事者ノ主張又ハ裁判ヲ必要トセス 故
 ニ当事者カ無効ヲ主張セサルモ裁判所ハ職權上之レヲ調査スルコ
 トヲ要ス

法律行為ハ或ハ之レヲ其ノ効カノ点ヨリ觀察シ其ノ内容ニ適合ス

ハ効カヲ生スル場合ニシテ法律行為ト称スルコトヲ得ヘシ
 或ハ之レヲ法律要件トシテ觀察シ法律行為ノ要件カ存在スル場合
 ニハ仮令或原因ニヨリ其ノ効カヲ生スルコト能ハサル場合ニ於テ
 モ之レヲ法律行為ト称スルコトヲ得ヘシ。而シテ法律行為ハ法律
 要件トシテ觀察スルヲ正当トスルカ故ニ客觀的法律行為ノ要件カ
 存在スル場合ニハ仮令其ノ内容ニ適合スル効カヲ生セサハモ即チ
 法律行為カ無効ナラシム尚法律行為ト称スルコトヲ得ヘシ
 無効ノ法律行為ナル觀念ヲ認ムルトキハ法律行為不成立ト法律行
 為ノ無効トヲ區別スルヲ得ヘシ。代金ニ于テ合意ナキ売買ヲ締結
 スル時ハ売買不成立ニシテ無効ニアラス
 例ハハ錯誤ノ為メ或ハ内容カ不法ナルカ為メ法律行為カ無効
 ナル場合ニハ法律行為ノ要件ハ客觀的ニハ存在ス故法律行為ハ
 不成立ニアラス無効ナリ

(四) 無効ノ原因

法律行為ノ無効ヲ生スル原因ハ種々アリ

(1) 内容ノ不合法 (九〇、九二)

(2) 意思能力ノ欠缺

(3) 意思ト表示トノ不一致 (九三、九四、九五)

等ノ如シ

(四) 無効ノ種類

(1) 絶対無効 相對無効

絶対無効トハ一般ニ對シ無効ナルヲ云ヒ、相對無効トハ特定

人ニ對シ無効ナルヲ云フ。與効ハ絶対與効ナルヲ原則トスレト

モ法律ハ或場合ニハ相對無効ヲ認ムルコトアリ。九四、九五ノ如

シ。

(二) 全部無効 一部無効

全部無効トハ法律行為ノ全部カ無効ナルヲ云ヒ、一部無効トハ

一部カ無効ナレバ、法律行為ノ一部カ無効ナル場合ニハ法律行為ノ全体ニ無効ヲ来スヤ否ヤハ各場合ニ当事者ノ意思ヲ辨別シテ之ヲ定ムルコトヲ得。即チ当事者カ一部無効ナル場合ニハ全法律行為ヲナサシムルコトヲ認ムヘキ場合ニハ行為全体カ無効ナルヘク、反之ノ一部無効ナルモ尚当事者カ法律行為ヲナスノ意思ヲ有スルモノト認ムヘキ場合ニハ無効ノ部分ヲ除キ他ノ部分ニ付法律行為ノ成立スルモノト解スヘシ。而シテ疑アル場合ニハ無効ノ部分ヲ除キ残余ニツキ法律行為ノ成立スルモノトナサシムルヘカラス。(分割スルヲ得ル場合)

(四) 無効ノ效果

無効ノ法律行為ノ法律要件トシテ事實上ノ存在ヲ有スルカ故ニ尚種々ノ效果ヲ生ス。

(1) 無効行為ノ追認

無効ノ行為ハ仮令無効ノ原因カ消滅シヌハ当事者カ之ヲ追認ス

ルモ有效ノモノトナシコトナシ。然レトモ無効行為ハ事實上存在スルカ故ニ当事者ハ之ニ基キ全ノ内容ヲ有スル行為ヲ新ニナスコトヲ得ヘシ。

故ニ法律ハ当事者カ追認ヲナシタラハ場合ニハ新ニ法律行為ヲナシタルモノト見做ス。(一八九九但書)

然レトモ茲ニ本ヲ追認ハ固有ノ追認ニアラス。追認ノ名ノ下ニ新ナル行為ヲナスナリ。即チ追認ニヨリ全ノ内容ヲ有スル行為カナサレ其ノ時ヨリ効力ヲ生スルナリ(溯ラス)。而シテ追認ニヨリ無効行為カ新ナル行為トシテ成立スルモノニハ

(A) 当事者カ行為ノ無効ヲ知ルコトヲ要ス。然ラサレハ新ナル行為ヲトス莫クアルモノトナスコトヲ得サハタゾナリ

(B) 当事者カ追認スルコトヲ要ス。即チ無効行為ト全ノ内容ヲ有スル行為ヲナスヘキ意思ヲ表示スルコトヲ要ス。単独行為ニアリテハ無効ノ原因ヲ有スル者カ追認スルヲ以テ契約ニ

アリテハ双方ノ当事者カ追認スルコトヲ要ス
(c) 新ナシ行為ハ無効ノ原因ヲ有セサルコトヲ要ス 故ニ内容
カ不法ナハタメ無効ナシ行為ハ之ヲ追認スルモ有效トナレ
トナレ

反之錯誤ニヨリ無効ナシ行為ハ追認ニヨリテ新タナル行為ト
ナスコトヲ得

(ロ) 法律行為ノ交換

法律行為ノ交換トハ無効ノ行為(甲)カ他ノ行為(乙)ノ要件ヲ具
備スル場合ニモシ当事者カ甲行為ノ無効ヲ知リタラハ乙行為ヲ
ナシタルモノト認メ得ヘキ時ハソノ無効ノ行為(甲)ハ乙行為ハ
乙行為トシテ有效ニ成立スルヲ云フ

例ハ手取カ手取タハコトヲ表示スヘキ文字ヲ欠クカタゾニ他
ノ無因債権ニヨリ有效ナリトナスカ如シ
此ノ場合ニハ当事者ノ交換ニヨリ經濟上合ノ目的ヲ達スルコ

トヲ得ヘシト雖モ其ノ方法ハ直接当事者カ欲スル所ニアラス
交換アハ場合ニハ交換セラレタル行為ヲ欲スル者ハ其ノ意思ナキコトヲ
要ス 当事者カ若シ其ノ行為カ無効ナルトキハ他ノ行為トシテ
有效ナレトコトヲ欲スル意思ヲ有スル時ハ交換ニアラス 故ニ換
換ハ当事者ノ意思ナキニ法律行為ノ効カヲ生セシムルモノナリ
從テ交換カ有效ナリヤ否ヤハ法律行為ノ解散ニヨリテ之レヲ決
スルコトヲ得ス 交換カ有效ナレカ爲メハ殊ニ法律ノ規定ア
ルコトヲ必要トス 例ハハ。七五ノ如シ

第三項 取消

第一目 取消ノ性質

取消シ得ヘキ行為トハ法律行為カ効カヲ生スルモ特定人 即チ取
消権ノ有ラレタモノカ之レヲ取消スニヨリ行為ノ当初ヨリ其ノ

効力ヲ失フ法律行為ヲ云フ 取消ニ得ヘキ法律行為ノ取消アルモ
ハ効力ヲ失フオハナリ 取消ニヨリ効力ヲ失フ
取消ノ効力ハ行為ノ当初ニ溯リテ行為カ初ノヨリ無効ナリシモノト
看做サル

取消ニ得ヘキ行為ト無効ノ行為ト區別スレハ

(1) 無効ノ行為

(2) 法律上ノ効力ナキ行為

取消ニ得ヘキ行為ハ取消前ニ有效ニ成立ス

無効ノ行為ハ当然ニ無効ニシテ何人ノ主張ヲモ必要トセス

取消ニ得ヘキ行為ハ特定人ノ主張ニヨリテ初メテ無効トナル

無効ノ行為ハ絶対ニ之レヲ有効トナスヲ得サルニ反シ 取消ニ得

ヘキ行為ハ之レヲ取消スコト能ハサランムニ至ル

取消ハ一因ノ法律行為トシテ觀察スルヲ得 即チ法律行為ノ効力

ノ消滅ヲ目的トスル意思表示ナカ故ニ 取消ノ法律行為ナリ
或ハ取消ハ權利行使ノ方法トシテ觀察スルヲ得 取消スコトヲ得
ルハ一ノ權利ナリ 取消権ハ形成権ノ一種ナリ

第二目 取消ノ原因

法律行為ノ取消ノ原因ヲ挙グレハ

(1) 行為無能力 (四以下)

(2) 意思表示ノ瑕疵 (詐欺強迫九六)

(3) 法定代理人カ無能力者ニ代リ行為ヲナレ又ハ無能力者ニ合意

ヲ与ナルニ必要ナリ条件(形式)ヲ欠ク場合 (八八六 八八七)

(八九三〇 九三六)

以上ハ取消ニ于スル一般ノ規定ノ適用ヲ受クル場合ナリ 其他債權
者ヲ害スル債務者ノ行為(四四四) 唇面ニヨリテ贈与(五五〇)
夫婦間ノ契約(七九三) 要件ヲ欠ク婚姻 縁組(七七九以下 八五ニ以

下)等モ亦取消シ得ヘキ行為ナリ 之等、場合ニハ特別ノ規定ヲ從

第三目 取消权者

取消ハ法律カ取消权ヲ與ヘタム者ノミヲ之レヲナスコトヲ得、取消

权ヲ有スル者ハ尤、如シ(一ニ〇)

(1) 無能力者

取消モ亦法律行為ナラカ故ニ之レヲナス能力ハ一概行為能力ニ于

スル原則ニ從フ

未成年者、禁治産者、法定代理人モ亦取消权ヲ有ス、保佐人ハ之

ヲ有セス、夫モ亦妻ノ行為ヲ取消スコトヲ得、然レトモ夫ノ取消

权ヲ專屬的ノモノニシテ他人ヲシラ之レヲ代理セシムル能ハス

(2) 瑕疵アルノ意思表示ヲナシタルモノ

詐欺又ハ強迫ニヨリ意思表示ヲナシタル者ヲ云フ、此ノ場合ニハ

代理人ヲシテ取消シタルヲ得

(3) 承継人

無能力者又ハ瑕疵アルノ意思表示ヲナシタルモノ、承継人モ亦取消

权ヲ有ス

(1) 包括承継人ハ被承継人ノ財産ヲ物体トシテ承継スルカ故ニ取

消権モ亦之レヲ承継ス(相続包括遺贈)

(2) 特定承継人 取消权ヲ承継セル者モ亦取消ヲナスヲ得、然レ

トモ取消権ハ取消シ得ヘキ行為ニ從タルモノナレハ取消権ノミ

分離シテ之レヲ讓渡スルコトヲ得ス、又取消ハ法律行為全体ニ

及フモノナレハ取消シ得ヘキ行為ヨリ生セル權利若クハ義務ノ

一方ノミヲ讓渡アルモ取消権ハ之ニ伴ヒテ移転セシムルコトヲ

得ス取消得ヘキ行為ヨリ生セル当事者ノ地位即チ權利義務共ニ

承継セラレタル場合ニ於テ之ニ伴フ取消権ヲ移転セシムルコ

第四目 取消ノ方法

取消ハ取消権者ノ意思表示ヲ以テ之レヲナス

取消ハ法律行為ノ效力ヲ失ハシムル事ヲ目的トスル意思表示ナリ
取消権者一方ノ取消ヲ以テ足り之レヲ受クルモノノ承諾ヲ必要トセ
ス 取消ハ取消権者ノ利益ノ爲メニ定メラレタルモノナレハ相手方
ノ承諾ヲ必要トスヘキ理由ナシ 取消ノ意思表示ハ其ノ性質上条件
又ハ期限ヲ附スルコトヲ得ス(五〇六、五〇七参照)

取消ハ一破ノ原則ニ依ヒ相手方ニ到達スルニヨリ其ノ效力ヲ生ス
(八九七)

而シテ取消シ得ヘキ行為ノ相手方カ確定セル場合ニハ其相手方ニ対
スル意思表示ニヨリ之レヲナス(一一三)

此ノ場合ニ於ケル相手方ハ取消シ得ヘキ行為ノ相手方ナリ 行為ノ

成立右其取消前ニ其ノ行為ニヨリテ權利ヲ他人ニ移致スルモ取消ノ
相手方ハ当初ノ行為ノ相手方ナリ、例ヘハ取消シ得ヘキ売買ノ目的
物ヲ其買主カ受ニ他ニ転売スルモ初ノ買主ニ対シテ取消ノ意思表示ヲ
ナスコトヲ得 之レニ及シ相手方ナキ行為ニ付テハ取消ノ意思表示
ヲ受クヘキモノニ対シテ規定ヲ缺ク 此ノ場合ニハ取消シ得ヘキ行
爲ニヨリ直接ニ法律上ノ利益ヲ得タルモノニ対シテ取消ヲナスコトヲ
要スルモノト解スヘシ

第五目 取消ノ效力

法律行為カ取消サレタル時ハ左ノ效果ヲ生ス

〇一 取消ニヨリ法律行為ハ無効トナル

而シテ取消ハ遡及カ有レ取消アリタル時ヨリ將來ニ対シテ無効
トナルニアラス 既往ニ遡リテ行為ノ時ヨリ無効トナル

蓋シテ行為ノ時ハ已ニ取消ノ原因カ存スル故ニ其ノ時ニ溯リテ取

消ノ效果ヲ生スヘキハ論理上当然ナリ(一ニハ)

(又) 取消ノ效果ハ物権的(絶対的)行為ノ取消ニヨリ単ニ当事者

間ニ原状回復ノ義務ヲ生スルニアラス 行為ハ当然無効トナル

ナリ

(A) 当事者ニアリテハ行為ハ当然無効トナリ、行為當時ノ原状

カ回復セラル 而シテ当事者間ハ未ダ何等ノ給付ナシレザリ

シ時ハ單ニ法律行為ヲ防止スルニ止マル 然レトモ給付ガナシ

レタル時ハ原因行為(例々ハ売買)ト給付行為(例々ハ売買

ヨリ債務ノ履行トシテナサル所有権移転ノ契約)トヲ區別ス

ルコトヲ要ス 若シ原因行為ノミカ取消サレタルトキハ給付

行為ハ当然其效力ヲ失ハス 然レトモ原因ヲ欠クニ至ルカ故

ニ不当利得請求權(Condictio)ニ基キ給付セルモノノ返

還ヲ請求スルヲ得、之レニ及レテ給付行為ニ関シテモ取消ノ

原因存スル場合ニ給付行為ガ取消サレタル時ハ給付行為モ亦

無効トナシ 從テ此ノ場合ニハ給付セラレタルモノハ当然ニ

給付者ニ回復ス 例々ハ移転セラレタル所有權ハ当然ニ回復

セラレ 故ニ從テ所有權ニ基キ取戻請求權ニヨリ(Quintus

etia)占有ノ回復ヲ請求スルコトヲ得

以上ノ例外トシテ無能力者カ其ノ行為(原因行為タル給付行

為タルトヲ回ハス)ヲ取消シタルトキハ 現ニ利益ヲ受ケル限度

ニ於テ償還ノ義務ヲ負フ(一ニハ但各)

此ノ規定ハ無能力者ノ利益ヲ保護スルタメニ設ケラレタルモノ也

若シ無能力者カ給付ノ全部ヲ返還スヘキモノトナス時ハ無能

力者ニ取消權ヲ與ヘテ之レヲ保護スル理由ヲ尽クコト能ハサ

ル故ニ現ニ利益ヲ受ケル限度ニ於テノミ償還ノ義務ヲ負フモ

トス

現ニ利益ヲ受ケル限度トハ取消ノ當時ニ現存スル利益ヲ云

フ 從テ無能力者カ其ノ給付セラレタルモノヲ知分シ現ニ之

ヲ

レヲ有セサル時ハ返還スルコトヲ要セス 然レトモ其ノ処分
ニヨリテ得タル利益カ現存スルトキハ之ヲ返還スルコトヲ
要ス 例ヘハ物ヲ他人ニ売却シテ得タル代金カ現存スルトキ
ハ之ヲ償還スルコトヲ要スルカ如シ 之ニ反シ其ノ処分
ニヨリ何等ノ利益ヲ受ケス 又ハ現存セサルトキハ償還スル
コトヲ要セス

(四) 取消ノ效果ハ絶対的ニシテ行為カ取消サレタル時ハ第三者
ニ対シテモ無効トナシ 此ノ場合ニハ原因行為ノミ取消サレ
タル場合ト給付行為カ取消サレタル場合トヲ區別スル事ヲ要
ス 給付行為カ取消サレタル時ハ其ノ效力ハ第三者ニ対シテ
モ其ノ效果ヲ生ス 給付行為カ取消サレタル時ハ行為ノ物
(例ヘハ売買ノ目的物)ヲ取得セハ第三者ハ無権利者ヨリ権利
ヲ取得セハモトルカ故ニ原権利者ハ当然ニ第三者ヨリ権利
ヲ回復ス 從テ第三者カ不測ノ損害ヲ被ルルコトアルコトハ

免レス 法律ハ第三者ヲ時ニ保護セハ場合アリ 取消ノ原因
カ瑕疵 詐欺 暴行 時ニ善意ノ第三者ハ取消ノ對抗ヲ得ス(九
六、四)

又動産ニ于テハ善意無過失ノ第三者ノ占有ニヨリテ動産上
ノ権利ヲ取得スルカ故ニ取消ノ效果ヲ受ケルコトナシ(九二)
第三者カ取消ノ結果ニ権利ヲ失ヒシ時キト直接ニ讓渡人ハ被
追奪標ノ責ニ任ス

以上ノ場合ト異リ原因行為ノミカ取消サレタルトキハ給付行
爲ハ尚有效ニ成立スルカ故ニ第三者ハ其ノ取得セハ権利ヲ失
ハス

第六目 取消権ノ消滅

取消ニ得ヘキ行為ノ其ノ效力カ存続スヘキカ無効トナルカ其ノ兩者
ノ中ノ一ニ確定スヘキモノナリ 其ノ無効ト確定スルハ取消権ノ行

使ニ基キ其ノ效力ヲ存続シ 取消スコトヲ得サレハ至ルニ至ルニ取消権ノ
消滅ニ基ク

取消権消滅原因ヲ述ブレハ左ノ如シ

(1) 追認

(a) 追認ノ性質

追認ハ取消権ヲ放棄スル意思表示ナリ 追認ニ依リテ取消権
ハ消滅スルナリ 取消シ得ヘキ行為ハ取消スコトヲ得サル行
為トナシ 取消シ得ヘキ行為ヲ追認ト 無代理ノ追認トハ
文字全一ナレトモ性質ハ異ナシ 無代理行為ハ無効ノ行為
ナリ 從テ其ノ效力ヲ生ゼシムルタメニ追認ヲ必要トスルナ
リ 追認ノ本人カ自己ニ對シ效力ヲ生スヘキコトヲ許サスル
意思表示ナリ 反之取消シ得ヘキ行為ノ效力ハ已ニ發生シタ
リ故ニ效力ヲ發生ゼシムルカ爲メニ追認ヲナスコトヲ要セス
已ニ發生セシ效力ヲ消滅セシメサルカ爲メニ存続セシムル

タノ) 追認ヲ必要トス 追認ハ取消ナシトスルニ至ラザリ
示ナリ

(b) 追認ノ方法

追認ハ取消権ヲ有スル者ノミカ之ヲナスコトヲ得 (一ニニ)
之レ追認カ取消権ノ放棄タハ性質ヨリ生スル結果ナリ從テ又
权利者ノ一方ノ意思表示ニヨリテ之レヲナスコトヲ得 追認
ハ相手方ニ到達スルニヨリテ效力ヲ生ス 其ノ相手方ニ于テ
テハ取消ニ付テ述ヘタルト全シ (一ニ三)

取消権者カ追認ヲナスニハ左ノ要件ヲ具フヘコトヲ要ス

(1) 追認ハ取消ノ原因タル情況ノヤシクハ右之レヲナスコト
ヲ要ス

之レ本人自ラ追認ヲナス場合ニ於ケル要件ニシテ取消ノ原
因カ存スル間ニ追認ヲナスモ其追認ハ尙瑕疵ヲ有スルカ爲
メナリ 從テ未成早者カ成早ニ達シ 禁治産者 準禁治

産者カ其ノ宣告ノ取消サレ莫ク婚姻解消セザレ、詐欺強迫ノ事実カ消滅シタル右ニ於テ追認ヲナスコトヲ得、若シ取消ノ原因タル情况ノ存スル間ニ追認ヲナシタル時ニハ其ノ追認ハ無効ナリ、(一ニ四エ)然レトモ夫又ハ法定代理人カ追認ヲナストキハ取消ノ原因タル情况ヲ止ミタルコトヲ必要トセス、聲口之等、モ、追認ハ其ノ情况ノ存続中ニ必要トスルモノナリ、(全条五)

無能力者カ、竟、権者ノ同意ヲ得テ追認ヲナシタルトキハ勿論其ノ追認ハ有効ナリ

(イ) 追認ヲナスモノハ取消ノ原因ヲ知リテ之ヲナスコトヲ要ス

之レ凡ソ追認ヲナス权利ヲ有スルモノニ適用アリ、蓋シ追認ハ取消权ノ抛弃ナレハ取消ノ原因ヲ知ラスシテ追認ヲナスヘキ理由ナキカ故ナリ、(一ニ四五)ハ禁治産者カ追認ヲ

スヘキ場合ニ付テハ規定スルニ一蹴ニ此ノ要件ヲ必要トスルハ必ズナラズ

(ハ) 追認ノ效果

追認ニヨリテ取消权ハ消滅ス行為ノ效力ハ確定シ茲ニ取消スコトヲ得サレハ至ルニ至ル、(一ニ三)

追認ノ效果ハ単ニ将来ニ対シテ生じタル行為ヲ取消スコトヲ得サルニ至ラズ、モ、ニテ溯及力ヲ有セス且其ノ必要ナシ

一ニニニ初ヨリヤハ文字ヲ用フルモ此レ誤リナリ、更ニ但各ニ於テ追認ニヨリテ第三者ノ权利ヲ害スルコトヲ得

ヤル旨ヲ規定スルモ此ノ規定ハ全然適用ナキ無用ノ規定ナリ、此ノ規定ハ取消ニ得ヘキ行為ニヨリテ生じル权利ト而立スルコトヲ得サル权利ハ追認ニヨリテ害スルコトヲ得スト要理由ニヨリテ致セラレタルモノナリ、然レトモ追認ニヨリテ第三

者ノ权利ノ害セラレ、場合ナシ、例ハ無能力者カ不動産ヲ

既ニ不動産を所有する者
 の買主の行為を以て
 之の買主の行為を以て
 之の買主の行為を以て

売却し更に能力者ト爲りたる其ノ不動産ニ抵当権ヲ設定し
 前ノ買主ヲ追認スルモ抵当権ノ成立ヲ害スルコトヲ得ストト
 ス。然レトモ此ノ規定ニ於テ初ノ買主ニヨリ既ニ不動産ノ所
 有権ヲ買主ニ移轉シタル場合ニ売主タル無能力者カ能力者ト
 ナリタル向其ノ不動産上ノ抵当権ヲ設定スルコトハ不能ナリ
 之レニ反シ売主ノ単ニ債権的効果ヲ生ジタルニスキヤル場合
 ニハ右ニ至リ追認スルモ抵当権ノ成立ヲ妨クルコトナシ(一
 六六参照)

(二) 追認ノ催告

取消権行使ノ期間ニ于テハ制限ナキカ故ニ時効ニカ、ラサ
 ル以上ノ取消権ヲ行使スルコトヲ得。然レトモ取消し得ヘキ
 行為ハ取消サハ、ヤ否ヤ不定ノ状況ニアハカ故ニ相手方ハ不
 安固ノ状況ニアリ。故ニ法律ハ無能力者ト行為ヲナシタル相
 手方ニ対シ催告権ヲ認ム(一九九)

(a) 無能力者ノ相手方ハ其ノ無能力者カ能力者ト爲りタル其
 之レニ対シテ一ヶ月以上ノ期間内ニ其ノ取消し得ヘキ行為
 ヲ追認スルヤ否マテ確答スヘキ旨ヲ催告スルヲ得。若シ無
 能力者カ其ノ期間内ニ確答ヲ發セザルトキハ其ノ行為ヲ追
 認シタルモノト見做ス(一九九)

蓋シ此ノ場合ニ確答ヲナサザルトキハ取消権ヲ行使スルノ
 意思ヲ有セザルモノト解スルヲ得ヘカ爲ナリ

(b) 無能力者(未成年者、禁治産者及妻ヲ云フ)カ能力者ト
 ナラザルトキニ於テ法定代理人又ハ夫ニ対シテ全一ノ催告
 ヲナスコトヲ得。之レ其ノ期間内ニ確答ヲ發セザルトキハ
 追認ヲナシタルモノト見做ス。蓋シ法定代理人ニ于テハ
 其ノ权限内ノ行為ニ付テ、此ノ催告ヲナスコトヲ得全条
 五)

特別ノ方式(例ハ、親族会ノ合意)ヲ要スル行為ニ付テハ

右ノ期間内ニ右ノ方式ヲフミタヘ通知ヲナサ、トキハ之
レヲ取消シタヘモト見做ス(全条四)蓋シ此ノ場合ニハ債
告ヲ受ケタヘモノハ独断ニテ追認ヲナスコトヲ得サヘヲ以
テ方式ヲフミテ通知ヲ發セサヘ場合ニハ追認シタヘモト
見做スコトヲ得サヘカ故ニ取消シタヘモト見做スノ外ナ
シ

(C) 準禁治産者及妻ニ于シテハ相手方ハ一ヶ月以上ノ期間内
ニ保佐人ノ同意又ハ夫ノ許可ヲ得テ其ノ行為ヲ追認スヘキ
旨ヲ催告スヘコトヲ得 若シ準禁治産者又ハ妻カ其ノ期間
内ニ右ノ同意又ハ許可ヲ得タル通知ヲ發セサヘトキハ之レ
ヲ取消シタヘモト見做ス(全条五)

(II)

追認ト見做サヘヘキ事實
追認ヲナスコトヲ得ヘキ時ヨリ右取消シ得ヘキ行為ニ付先カニ述
ブル事實アルトキハ追認アリタルモノト見做サヘ

追認ヲナスコトヲ得ヘキ時ハ行為者本人ニ付キテハ其ノ取消ノ原
因タル状況ノ止ミタヘ右取消ノ原因ヲ知リタル時ヲ云フ
法定代理人 承継人等ニ付テハ其ノ取消ノ原因ヲ知リタルトキ
ヲ云フ 蓋シ法律カ先ニ述ブル事實ヲ追認ト見做ス所以ハ當事
者カ取消ノ原因ヲ知ヘカ、ワラス此等ノ行為ヲナストキハ多
クハ追認ヲナスノ意思ヲ有スルモノト解スルコトヲ得ヘカ爲ナ
リ(一三五)

- (1) 全部又ハ一部ノ履行
取消シ得ヘキ行為ヨリ生セル債務ノ全部又ハ一部ヲ履行スル
ヲ云フ
- (2) 履行ノ請求
取消シ得ヘキ行為ノ相手方ノ債務ノ履行請求
更改一
- (3) 取消シ得ヘキ行為ヨリ生スル債務ヲ要素ヲ変シテ新クナル債
権

務、生スルヲ云フ

(4) 担保ノ供与

保証ヲ云フ

(5) 取消シ得ヘキ行為ニヨリテ取得シタハ权利ノ全部又ハ一部ノ讓渡

(6) 強制執行

以上ノ事實ノ生セル場合ニハ追認ヲナシタルモノト見做サレ
從テ一三五ハ推定の規定ヲナス 從テ實際追認ヲナスノ意思
アルコトヲ必要トセス 然レトモ之等ノ行為カ追認ノ效果ヲ生
スルタメニハ無条件ニナシタル事ヲ要ス 異議ヲ留メタルトキ
ハ追認ト見做サレス

(四) 時効

取消シ得ヘキ行為ノ效力カ確定スルヤ否ヤ不定ノ状態ニアリ
而シテ一旦取消サレタル時ハ其ノ效力ハ已往ニ溯テ絶対的效力

ヲ生ス 從テ永久ニ取消権ヲ行使シ得ルモノトナストキハ此レ
カ爲メニ法律ヲ條ヲ錯雜トラシテ取引ノ安全ヲ害スルコトゾク
ラス 故ニ取消権ハ永久ニ行使スルコトヲ得ルモノトナスヲ得
ス 之レ短期時効ト定メテ所以ナリ

(イ) 追認ヲナスコトヲ得ルトキヨリ五年間取消ヲササハル時ハ
時効ニ因リテ消滅ス(一五六)

(ロ) 行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタル時又合シ 此ノ時効ハ前
述ノ短期期間内ノ取消権ヲ行使タズルニヨリテ取消権ヲ
失ハサリシ場合ニノミ適用アリ 故ニ若シ取消ノ原因ヲ知リ
追認スルコトヲ得タハニ不拘取消権ヲ行フヲ良リテ五年ヲ経
過シタルニ取消権ヲ失ヒタル場合ハ此ノ長期時効ノ適用ナシ
故ニ長期時効ノ適用アルニハ例ハ禁治産ノ狀況永続
シ其ノ行為ヲ了知セサリシ場合 詐欺ノ事實ヲ知ラサリシ場
合 強迫ノ狀況ヲ永続セシ場合ニノミ適用アリ 而シテ時効

起算点、行為ヲナレタル時ナリ

第七款 法律行為、附款

第一項 条件

第一回 条件ノ性質

条件トハ法律行為ノ效力ノ發生又ハ消滅ヲ客觀的ニ不確定ナル事實
(將來ナル事實)ニ係ラシムル附款ヲ云フ

(1) 条件ハ法律上ノ附款ナリ

附款トハ抽象的ニ觀察スレハ法律行為ノ主要ナル条件ヲナサハル
モノヲ云フ。附款ヲ又クモ法律行為ノ成立ヲ妨クハコトナレ。之
レヲ具體的ニ觀察スレハ附款ハ法律行為ノ内容ノ一部ヲナス。即
當事者カ附款ヲ附ケ加ヘタル時ハ其ノ附款ハ其ノ行為ト一体ヲナ

シ之レト分離スルコトヲ得ヌ。故ニ条件ハ抽象的ニ見レハ行為ノ
主要ナル内容ニアラス。然レトモ具體的ニ現象ノ行為ニ付テ見レ
ハ条件ハ其ノ附加セラレタル法律行為ノ一部ヲナスモノニシテ行
爲ト離レテ存在スルモノニアラス。故ニ条件付行為ハ單純ナル行
爲ト条件ト云フ意思表示ノニ個ノ行為ヨリ成立スルニアラス。一
個ノ行為ナリ

斯クハ如ク条件ハ具體的ニ附款トシテハ法律行為(意思表示)ノ
一部ヲナスト虽モ或ハ条件ナル文字ハ斯クハ如キ意思表示ヲ指ス
ニアラス。行為ノ效力ノカ、ハ事實ソノモノヲ指ス

(2) 条件ハ法律行為ノ效力ノ發生又ハ消滅ヲカ、ラシムルモノナリ
行為ノ成立不成立カ条件ニ係ルニアラス。其ノ效力ノ發生不發生カ
条件ニカ、ハナリ。モレ法律行為ノ觀念ニハ效力ノ發生ヲ包含ム
モノト解スレハ(效力發生セハ行為ノ、法律行為ト稱ヌル事ヲ得
ルモノトナス時ハ)行為ノ成立不成立カ条件ニ係ルモノト云フコ

トヲ得ヘシ。然レトモ法律行為ノ觀念ニハソノ効力ヲ發生スルコ
トヲ要セサヘカ故ニ行為ノ發生不發生カ條件ニカ、ルモノ
トナサ、ルヘカラス。故ニ法律行為ニ條件ヲ附セラレタ場合ニ
ハ行為ハ已ニ成立シ只其ノ効力カ條件ニ係ルナリ。

(3) 条件ハ客觀的ニ不確定ナル事實ナリ

(1) 其ノ事實カ行為ノ當時ニ發生セルヤ否ヤ不確定ナリ。故ニ必
然的ニ發生スル事實ハ條件ニアラス。又其ノ發生カ不能ナルモ
ノモ條件ニアラス。然トトモ絶対不確定ナルヲ要セス。其ノ當
時ハ人智ヲ以テ發生スルヤ否ヤ不確定ナルヲ以テ足ル。

(2) 其ノ事實ハ客觀的ニ不確定ナルコトヲ要ス

從テ其ノ事實ハ將來ノ事實ナリヲ要ス。過去又ハ現在ノ事實ハ
條件タルコトヲ得ス。或ハ行為ノ當時或事實ノ發生不發生カ已
ニ確定セルモ當事者カ之ヲ知ラサルトキハ（主觀的不確定ナル
トキ）之レヲ以テ條件トナスコトヲ得トナス説アルモ斯クノ如

キ事實ハ條件ノ性質ニ反ス。蓋シ當事者カ條件ヲ附スル所以ハ
其ノ行為ノ効力カ行為ノ當時發生スルコトヲ欲セサヘカ爲ノト
リ。一三ノ規定ニコレハ条件タル事實ハ主觀的ニ不確定ナル
ヲ以テ足レリトナスカ如シトス、トモ今条第一項第二項ハ已ニ
行為ノ當時ニ於テ行為ノ効力カ定メ又第三項ハ一ニハ、一ニ九
ノ規定ヲ準用スル文字ヲ用フルニヨリテ見レハ主觀的ニ不確定
ノ事實ヲ以テ条件トナスモノコアラサハ明ナリ。

4.

条件ハ原則トシテ凡テノ法律行為ニ之ヲ附スルコトヲ得。单独行為
タルト契約タルトヲ同ハス。又財産法上ノ行為タルト否トヲ同ハス
然レトモ例外トシテ花ノ行為ニ付テハ条件ヲ附スル事ヲ得ス。

(1) 条件ヲ附スルコトカ公序良俗ニ反スル場合ニハ之レヲ付スル

コトヲ許サス。婚姻、縁組、相続、承認拋棄、私生児ノ認知之
等ノ行為ノ条件ヲ付シタルトキハ之等ノ行為ハ無効ナリ。
(2) 確定的ニ意思ノ決定ヲ他人ニ知ラシムル事ヲ要スル行為ニ付

テハ条件ヲ附スルコトヲ許サス 例ハ相殺ノ意思表示ハ五〇
五) 如シ 其ノ他同意追認 取消選択解除等ニ付テハ条件ヲ
附スルコトヲ得ス 蓋シ之等ノ行為ク条件付ナル場合ハ相手方
ハ又ハ第三者)ヲ不安固ナラシメノ不利益ノ地位ニオクク故ナリ 故
ニ相手方ヲ保護スルヲ以テ 與条件ノ行為ニヨリテ 確定的ニ法律
ノ係ヲ定ムルヲ要ス 然レトモ此等ノ行為ニ条件ヲ附スルコト
ヲ許サシムルハ(1)ノ場合ト異ナリ 相手方ヲ保護スルカ爲メナレハ
モシ相手方カ之ニ同意スル場合ニハ条件ヲ附スルコトヲ得

第二目 条件ノ種類

(1) 停止条件 解除条件

(1) 停止条件トハ其ノ成就ニヨリテ行為ノ效力ハ权利ノ發生変更
消滅)ヲ發生セシムル条件ヲ云フ 或ハ行為ノ效力ヲ成就モテ
停止スル条件ヲ云フ 故ニ停止条件付行為ニヨリテハ条件カ成

就スルマテ其ノ效力カ發生スルヤ否ヤ不定ナリ

(2) 解除条件トハ其ノ成就ニヨリ行為ノ效力ヲ消滅セシムルヲ条
件ナリ 例ハ此ノ土地ヲ買ハシ 然レ警察ケ建築ヲ許サハ
時ハ契約ノ效力ヲ失フト云フ如シ 故ニ解除条件付行為ニヨリ
テハ行為ノ效力ハ其ノ行為ト共ニ發生シ条件ノ成就ニヨリテ效
力ヲ失フ 解除条件ノ性質ニ于テハニ説アリ

或ハ解除条件付行為トハ一四ノ行為トナレ 或ハ解除条件付
行為ハ無条件ノ主タル行為ト其ノ行為ノ效力ヲ消滅ヲ求ルモノ
タハ從タル停止条件付行為ニ四ノ行為ヨリ成立スルモノトナ
ス 故ニ此ノ見解ニ從ハハ条件ハ二種アリニテラヌ 單ニ停止
条件カ存スルニミ 然レトモ我法典ハ停止条件ト解除条件トヲ
區別シ 停止条件ヲ附シタル行為ニ 解除条件ヲ付シタル行為
トニ付テ各独立ノ效力ヲ認ム 故ニ停止条件付行為ノ外ニ解除
条件付行為カ独立セハハ何ノ行為トシテ存スルモノト解スルヲ

並当トス

(二) 積極条件、消極条件

(イ) 積極条件トハ或事実ノ發生(行為ノ當時ニ於ケル状態変更)ヲ条件トスルヲ云フ

(ロ) 消極条件トハ或事実ノ不發生(即チ状態ノ変更トキ事)ヲ条件トスルヲ云フ

(三) 偶成条件、隨意条件、混合条件

(イ) 偶成条件トハ条件ノ成否カ全ク當事者ノ意思ノ于係トキモノヲ云フ 自然界ノ事件ヲ条件トシテ第三者ノ行為ヲ条件トスル時

(ロ) 隨意条件トハ當事者ノ一方ノ行為ヲ条件トスルモノヲ云フ 隨意条件ハ更ニ之レヲ單純意思ヲ条件トスルモノト他ノ行為ヲ条件トスルモノトニ分ツ 前者ハ當事者ノ單純トハ意思ノミヲ条件トスルヲ云フ

例ヘハ余ヲ欲センナラハト云フカ如シ

當事者カ放力ノ發生ヲ欲スルヤ否ヤニヨリテ行為ノ放力ヲ生シ或ハ放力ヲ生セス、固ヨリ單純ナル意思ノミト云ヘハ表示行為ハ含ムルモノト解スヘシ 及之行為ノ放力カ當事者ノ意思ノミニカ、ハラス他ノ行為ニ係ル場合ニ於テ、單純意思ヲ条件トスル場合トハ異ナル

例ヘハ汝カ旅行セハト云フカ如シ

此ノ場合ニハ条件タル當事者ノ行為ハ當事者ノ自由ナル意思ノ決定ニ基クト虽モ單純ニ行為ノ放力ヲ欲スル意思ノ表示行為ト他ノ獨立セル行為カ条件トナリオルナリ 従テ此ノ場合ニ於テハ其行為カ条件トシテ有效ナルハ明カナリ 然レトモ單純意思ヲ条件トスル場合ノ放力ニ于テハ區別ヲ要ス

(四) 停止条件ノ場合

債権者ハ条件ノ成就ニヨリ債権ヲ取得スル者ノ單純意思ヲ

条件トスル場合ニハ其法律行為ハ有效ナリ、蓋シ此ノ場合ニハ債務者ハ条件付ニテ債務ヲ負担スル意思ヲ確定的ニ有スルカ故ナリ、及之債務者ハ条件成就ニヨリテ債務ヲ負担スル者ノ单纯意思ヲ停止条件トナス場合ニハ債務者ハ自ラ債務ヲ負担スル意思ナシ（例ハ余カ故スルナラハ僕ヘン）ト從テ斯クノ如キ条件ハ債務者ヲ拘束スル力ナキカ故ニ無効ナリ（一三四）

(B) 解除条件ノ場合

当事者ノ一方ハ債権者タルト債務者タルトヲ向ハスノ单纯意思ヲ以テ解除条件トシタルトキハ行為ハ有效ナリ、殊ニ解除条件ノ行為ニアリテハ行為ハ一旦其効力ヲ生スルカ故ニ專屬的ニ（相續スルヲ得ス）当事者一方ノ单纯意思ノ条件トスル場合ニハ其ノ意思ヲ表示セシテ死シタルトキハ条件不成就トナリ行為ノ効力ハ確定ス、從テ初メヨリ無効トス

ハキ理由ナシ

(C) 混合条件

混合条件トハ当事者ノ行為ト他ノ事實トカ結合セル条件ヲ云フ例ハハ汝カ某ト結婚シタラト云フカ如シ

第三目 条件ノ決定

条件付行為ニアリテニ何ノ階段アリシハ条件ノ成否未定ノ期間ニ于テ他ハ条件決定ノ期間ナリ、条件ノ決定ハ条件ノ成就ト不成就ト云フ

(1) 条件ノ成就

条件ノ成就トハ条件トハ事實カ法律行為ニ定メラレタル如クニ從テ發生スルヲ云フ、積極条件ニアリテハ其ノ事實カ發生スルコトヲ要ス、消極条件ニアリテハ其ノ事實カ發生セズ、又ハ發生スルコト能ハサルコトカ確定スルコトヲ要ス、而シテ条件カ成

就セリヤ否ヤハ各場合ニ当事者ハ如何ナリ場合ニ条件カ成就セ
 ルモノトナスヤ 即当事者ノ意思解釈ニヨリテ之ヲ決スヘシ
 条件カ事實上成就セサルモ法律ノ規定ニヨリ成就セルモノト見
 做スコトヲ得ル場合アリ 条件成就ニヨリテ不利益ヲ受クヘキ
 当事者ヲ故意ノ成就ヲ妨ケタル時ハ相手方ハ其ノ条件ヲ成就シ
 タルモノト見做スコトヲ得 (一三〇) 蓋シ此ノ場合ニ自己ノ不
 利益ヲ免ルヘタノニ条件ノ成就ヲ妨ケタルモノハ或ハ不法行為
 ノ責ニ任スル事アルヘシトモ損害賠償ハ必ラスモ相手方ヲ
 保護スルニ足ラザルヲ以テ法律ハ条件成就セルモノト見做スコ
 トヲ得ルモノトシ相手方ヲ保護ス 之レカ爲メニ
 (1) 条件ノ成就ニヨリテ不利益ヲ受ケタルモノ 即チ条件ノ成就
 ニヨリ権利ヲ失ヒ義務ヲ負担スルモノカ条件ノ成就ヲ妨ケタ
 ルコトヲ要ス
 (2) 故意ニ条件ノ成就ヲ妨ケタル事ヲ要ス 単ニ過失ニヨリテ

成就ヲ妨クルモ通用ナシ 此ノニツノ要件アル場合ニハ相手
 方ハ条件ヲ成就シタルモノト見做スコトヲ得 見做スコトヲ
 得ルモノトハ当然ニ成就セリト見做サルニアラズ
 (2) 条件ノ不成就
 条件ノ不成就トハ条件タル事實カ法律行為ニ定ラレタル如ク
 從ヒ發生セサルヲ云フ
 從テ積極条件ニアリテハ事實カ發生セス 又ハ發生スルコト能
 ハサルコトカ確定セルコトヲ要ス
 消極条件ニアリテハ發生スヘカラザル事實カ發生セルコトヲ要
 ス
 条件カ不成就ナリヤ否ヤハ各場合ニ当事者ノ意思ヲ解釈シテ之
 レヲ決スヘシ

第四回 条件ノ效力

第一則 条件ノ成否未定同ノ效力

条件ノ成否未定同ニ於テハ停止条件ニアリテハ行為ノ效力ハ未ダ
發生セズ 發生スルヤ否マ不定ナリ 解除条件ニアリテハ行為ノ効
力ハ生スルモ其ノ效力カ消滅スルヤ否マハ不定ナリ 此ノ不定ノ状
態ハ条件付行為ノ性質ニヨリ条件ノ決定ニ至ルマテ継続ス
以下条件成否未定ノ同ノ效力ニ付テ述フヘシ

(甲) 停止条件付行為

条件ノ成否未定ノ同ニ於ケル效力ハ之ヲ積極的ト消極的トニ
分ツテ得

(1) 消極的效力

停止条件付行為ニアリテハ条件ノ成否未定ノ同ノ行為ノ效力
ハ未ダ發生セザルカ故ニ权利移転ノ行為ニアリテハ权利ハ未ダ

相手方ニ移転セズ (如分行為ニアリテハ所有權ハ移転セズ)
債權行為ニアリテハ債權ハ未ダ發生セズ 従テ条件付債權者
ハ履行ヲ請求スルヲ得ズ 若シ条件成就セルモノト信シ錯誤
ニヨリ履行ヲナシタム者ハ不当利得請求權ニ基キ給付セム
ノ償還ヲ請求スルコトヲ得 又條件ノ成否未定ノ同ニアリ
テハ時効ノ適用ナシ

(2) 積極的效力

停止条件付行為ハ条件ノ成否未定ノ同ニアリテハ效力ヲ發生
スルコト能ハスト虽モ行為ハ已ニ成立セルカ故ニ当事者ノ一
方ノ行為ニヨリ之ヲ撤スルコトヲ得ス 而シテ条件ノ成就
以前ニアリテ已ニ一定ノ效力ヲ生シオムナリ (一種ノ權利義
務)

(1) 条件付权利ノ性質

条件付行為ニアリテハ其ノ效力カ發生スルト否トハ条件ノ

成就スルト否トニカ、リ当事者ハ全ク其ノ決定ニ服従ス
故ニ当事者ノ一方ハ条件ノ成就ニヨリ生ス、キ利益ニ対シ
奪フ事ヲ得サ、希望ヲ有ス。法律ニ此ノ希望ヲ保護シ、一定
ノ效果ヲ付ス。之レヲ希望権或ハ期待権ト称ス。此ノ希望
権モ亦权利ナリ。

此ノ希望権ヲ称シ条件付权利ト云フ。此レ权利ニ対ス、相
手方ノ義務ヲ条件付義務ト称ス。(五三、五五)

(条件ノ成就ニヨリ生ス、キ权利ヲ条件付权利ト云フ)
条件付权利及義務ハ一般ノ权利義務ト異ナ、凡チキ、以テ
一般ノ規定ヲ通用シ受ケ。(一一九)

(a) 条件付权利ハ相続ノ物体タ、得因ヨリ其ノ权利義務
ハ專屬的ナラサ、コトヲ要ス。

(b) 之レヲ知分ス、得。即チ条件成就ニヨリ生ス、キ
权利ヲ讓渡ス、得ヘキモノトナ、キ条件付权利ハ讓渡

スルコトヲ得。又条件付权利ハ之レヲ抛弃スルコトヲ得
(c) 之レヲ保存スルコトヲ得。

例ハ、時效ヲ中断シ登記ヲナシテ其ノ权利ヲ保存ス、ルカ
如シ。(通帯本者)此ノ登記ハ第二條第二号第二項ニ云フ
仮登記ヲ指スモノト解ス。然レトモ一一九ノ一般ノ規定

ニ從ヒテ公ノ文字ヨリ見レ、条件付权利カ無条件ナ、ル場
合ニ適用セラ、ルヘキ規定ニ從テ意義ナ、ル本登記ヨ、云フ
モノト解フ、ヘシ。

(d) 之レヲ担保スルコトヲ得。
即チ之レニ対シ質权 抵当权ヲ設定ス、得。以上述ハ

タ、条件付权利義務相続保存知分及担保ノ条件ニカ、ル
权利カ無条件ナ、ル場合ニ適用セラ、ル、規定ニ從テ。
(四) 条件付权利ノ内容
条件ノ成否未定前ニテ、条件付義務者ノ拘束ヲ受ケ条件

成就ニヨリ其ノ行為ヨリ生スヘキ利益ヲ善ハカテサレ
義務ヲ負フ(一ニハ)
從テ尤ノ結果ヲ生ス

(2) 条件付義務者ハ条件付行為ノ物体例ハ、売買ノ目的物
ニ事實上ノ処分ヲナスコトヲ得ス。モシ過失ニヨリ其ノ
物体ヲ滅失毀損セル時ハ条件成就セル場合ニ条件付権利
者ニ對シ損害ノ賠償ヲナスヲ要ス
此ノ損害賠償ノ義務ハ条件付権利ノ侵害ニタヘ為リ生ス
ハモ、ニテ義務者ハ条件付損害賠償ノ義務ヲ負フ。從テ
此ノ義務ヲ負担スルハ条件ノ成就カ溯及力ヲ有スルヲ
ニアラス。蓋条件成就ノ效果カ溯及力ヲ有スルハ當事者
カ溯及力ヲ有セルムハ意思表示ヲナシタレハ場合ニ於テノ
之レヲ認ムルコトヲ得ハニスキサレカ故ヲ(一ニ七、四)
溯及力ヲ有カルニ凡テノ場合ニ賠償義務ヲ生スルモノ

トナスコトヲ得ス。茲ニ又ノ賠償義務ハ条件付権利ノ侵
害スル結果トシカ故ニ条件成就ノ效果カ溯及力ヲ有スル
ト否トニカ、ハラス適用ス。

(1) 条件付行為ノ物体

物体ノ法律上ノ処分ニ付シテハ債權行為カ条件ニ付セラ
レタレハ場合ト。知分行為カ直接ノ権利ヲ設定変更移転消
滅ノ目的トスル行為トシテ分クコトヲ要ス。

条件付債權行為ニ付テハ

(1) 条件付債權者ニ其ノ物体ヲ処分スルノ権利ヲ失フセ
ルニ付ラスハ故ニ其ノナシタレハ知分行為ハ有效トシ
只其ノ処分ニヨリ条件付債權者ニ對シ条件成就ノ場
合ハ損害賠償ノ責任任ス。即チ事實上ノ処分ノ場合ト
全ク条件付損害賠償ノ義務ヲ負担ス。(例ハ、甲カ乙
ニ条件付ニテ或馬ヲ売ル約束ヲナス(条件付債務)然レ

二 甲ハ更ニ馬ヲ丙ニ売リ所有権ヲ移致ス。右ニ至リ乙トシタハ売買ノ条件成就セハトキハ甲ハ乙ニ対シ損害賠償ノ責ニ任スレハ丙ニ対シテナシタハ知分行爲ハ有效ナリ

(四) 知分行爲ハ条件ヲ付セシ場合ハ之レト異ナハ条件付知分行爲ヲナシタハ右更ニ物体ニ于テ知分行爲ヲナシタハ場合ニ右ニ条件成就シタハ時ハ右ニナシタハ知分行爲ハ其ノ效力ヲ失ス。例ハ甲カ乙ニ条件付ノ馬ノ所有権ヲ移致シ右更ニ丙ニ其ノ馬ノ所有権ヲ移致ス。然レニ右ニ至リ条件カ成就シタハ時ハ丙ニ対シテナシタハ知分行爲ハ無効トナシ。蓋シ条件付知分行爲ハ条件付權利ヲ知分スルモノナリ。故ニ条件付義務者ハ単ニ債權的拘束ヲ受ケルニ止マラス物权的拘束ヲ受ケ此ノ拘束ハ絶対ニシテ第三者ニ対シテモ其ノ效力ヲ

有ス。本美当事者カ条件付ニ行爲ヲナス時止スルコトアルハ法律千係ヲ予メ確保スルモノナリ。故ニ単ニ相對的效力ヲ生スルノミヲ以テシテハ之レヲ保護スルニ足ラズ。絶対的效力ヲ認ムルコトヲ要ス。故ニ条件付知分ノ后条件成就前ニナシ知ノ中間ノ知分行爲ハ条件成就セシ時ニ無効トナシ。此ノ效果ノ生スル理由ハ前述ノ如ク条件成就ノ效力既往ニ溯ル故ニアルス。条件付知分行爲ハ条件成就以前ニ於テ已ニ物权的拘束カヲ生スルカ故ナリ。

然レトモ中間ノ知分行爲ハ条件成就ノ效果ヲ妨グザル範圍ニ於テハ有效ナリ。例ハ条件付抵当権ヲ設定スルノ動産上ニ更ニ抵当権ヲ設定シタハ場合ニ条件付成就セシ時ハ其ノ抵当権ハ第二順位ヲ抵当権トシテ有效ナリ。

第三者カ条件付行為、物体ヲ毀損シ其ノ他ノ条件成就ニヨ
リ条件付権利者カ受クヘキ権利ヲ侵害シタル場合ニ不法行
為カ成立スルヤ否ヤハ条件付権利カ絶対権タル性質ヲ有ス
ルヤ否ヤニヨリテ異ル。即チ条件ノ成就ニヨリテ取得スル
キ権利カ絶対権タル場合ニハ条件付権利カ絶対権ナレハ之
ニ対スル侵害ハ不法行為トナル

(乙) 解除条件付行為

解除条件付行為ニテハ行為ノ效力ハ行為ノ成立ト共ニ已ニ
發生ス。故ニ権利ノ設定移転ヲ目的トスル所為ニテリテハ權利
ハ已ニ設定移転セラレ。又債權行為ニテハ債權ハ已ニ發生
ス。然レトモ其ノ行為ノ效力カ消滅スルキヤ否ヤカ条件ニカ、
此ノ場合ニハ条件ノ成就(效力ノ消滅)ニヨリ利益ヲ受ク
ルモノ(成就ニヨリ權利ヲ取得シ又ハ義務ヲ免ル者)カ条件付

利者ナリ。反之成就ニヨリ不利益ヲ受ケルモノカ条件付義務者
ナリ。前者ハ条件ノ成就ニヨリテ生スル不利益ヲ取得スルキ希
望ヲ有ス。反之相手方ハ条件付義務ヲ負フ。此ノ条件付義務義
務ハ停止条件付行為ニ於ケル条件付權利義務ニ于テ述ハタル如
ク通用スルヲ得(一ニ八 一ニ九)

第二則 条件成就ノ效力

(甲) 停止条件付行為

停止条件付行為ノ条件成就ノ日ヨリ其ノ效力ヲ生ス(一ニ七、八)
從テ此ノ效力ハ法律上当然ニ生ス。之レヲ生ゼシムル所為ニ當
事者間ニ何等ノ行為ヲ必要トセス。且其ノ效力ハ物权的ニシテ
単ニ當事者間ニ条件成就ノ效力ヲ生ゼシムルキ義務ヲ生スルニ
テラス(例、ハ所有權移轉契約カ条件ニ付セラレタル場合ハ条

件成就セハ時ハ所有権ハ当然ニ方ヨリ一方ニ移ハ 所有権ノ移
括スヘキ義務ヲ生スルニアラス

条件成就ノ効力ハ原則トシテ溯及力ヲ有セス 将来ニ対シテハ
其ノ効力ヲ生ス 莫当事者カ其ノ効力ヲ成就以前ニ溯及シム
ハ意思ヲ表示シタハ時ハ之レニ從テハ一ニ七、四

蓋シ成就ノ効力ニ溯及力ヲ認ムハニ人爲的ニシテ当事者ノ意思
ニ反スルコト多キカ故ナリ

成就ノ効力カ溯及力ヲ有スル場合ニハ無条件ニ行爲ヲナシタハ
ト全一ノ效果ヲ生ス 然レトモ上述セハ如ク知令行爲ハ条件カ
付セラレタハ場合ニハ成就以前ニアリテ物权的拘束力ヲ生スル
カ故ニ条件成就ニ溯及力ヲ認ムルカ爲メ殊ニ重大ナク效果ナシ
只此ノ溯及力アルカ爲メ条件成就マテニ生シタハ果実ノ条件付
权利者ニ帰屬スルコトナリ

(乙) 解除条件付行爲

解除条件付行爲ハ条件成就ノ時ヨリ其ノ効力ヲ失フ (一ニ七、五)
他ニ移括セラレタハ权利ハ自ラ回復ス

此ノ効力ハ当然ニ生シ原則トシテ溯及力ヲ有セス 当事者カ成就
以前ニ溯及セシムル意思ヲ表示シタハ場合ニ於テノミ之レニ從
フ (全条、四)

第三則 条件不成就ノ効力

停止条件付行爲ノ条件ノ不成就ニヨリ其ノ効力ヲ發生セサルコト
確定ス

解除条件付行爲ニアリテハ条件ノ不成就ニヨリ已ニ發生セハ効力
ハ確定シ 消滅セシムルコト能ハサルニ至ル

第五目 仮装条件（不真正条件）

仮装条件トハ条件ノ性質ヲ有セザルモノヲ云ヒ之レヲ法律行為ニ
附ケ加フルニ条件トシテ効力ヲ生セス。然レトモ實際条件ノ形式ヲ以
テ行為ニ附加セラハ、コト稀トモザルカ故ニ其ノ効力ヲ定ムルニ必要
アリ。

(1) 必成条件

必成条件トハキ事實ヲ以テ条件トナスヲ云フ。不確定ニテラス
ハカ故ニ条件ニテラス。例ヘハ「何某カ死セハ」如シ
必成条件ノ停止条件トナス場合ハ何等ノ影響ヲモ生セス
無条件行為トシテ有效ナリ。蓋シ之レヲ有效トナサハ、時ハ当
事者ハ全然行為ヲナスノ意思トカクシ結果トナハカ故ナリ。然
レトモ場合ニヨリ当事者ノ必成条件ヲ付スルニヨリ期限ヲ附ス

ル意思トナコトアリト。何レトシヤハ各場合、解釈問題ナリ
之レニ反シ解除条件トシテ其ノ行為ハ無効ナリ。蓋シ当事者ハ
初ヨリ行為ノ効力ヲ欲セザルモノナカ故ニ行為ノ物ヲ無
効トナサハルヲ得ス。

(2) 不能条件

不能条件トハ成就スル事能ハサハ事實ヲ条件トナスヲ云フ
必ラスレモ絶対的ニ不能トナコトヲ要セス。相對的ニ不能トナ
コトヲ云フ。不能条件ハ条件ノ成立カ全然不能トナカ故ニ其ノ成否不確定ナ
リト云フコトヲ得ス。從テ不能条件ハ条件ニテラス。不能条件ヲ停止条件トナシタル時其ノ行為ハ無効ナリ。蓋シ其
ノ効力カ永ク又ニ生スルコトナキカ故ニ当事者ハ真実ノ行為ヲナ
スノ意思トキモト辭スヘキカ故ナリ。
反之解除条件トシテ其ノ行為ハ無条件トシテ蓋シ解除条件付行

為、其、効力已ニ發生セハカ故ニ若シ行為全体ヲ無効トナス時ハ当事者ハ初ヨリ行為ヲナスノ意思トカリシ結果トナルカ故ナリ (一三三)

(3) 既定条件

既定条件トハ過去又ハ現在ニ於テ其ノ成否確定セハ事實ヲ以テ条件トナスヲ云フ 既定条件ハ不確定ナル事實ニテサルカ故ニ条件ニアラス 又当事者カ主觀的ニ其ノ成否ヲ知ラサル場合ニハ外觀上条件ナル形式ヲ有ス 故ニ法典ハ当事者カ其ノ成否ヲ知ラサル同ハニハニ九ヲ準用シ条件ノ成否未定ノ同ニ於ケルト全一ノ效果ヲ生セシム (一三一、三)

既定条件ヲ付シタル場合ニハ行為當時行為ノ効力決定セラレ

(1) 行為ノ當時条件カ已ニ成就セル場合 (一三二、三)

(2) 此ノ場合ニ条件カ停止条件ナルトキハ其ノ行為ハ無条件ノ行為トシテ直ニ効力ヲ生ス 蓋シモシ行為ヲ無効トスル

時ハ当事者ハ全ク行為ヲナスノ意思トカリシ結果トナルカ故ナリ

(2) 解除条件ナル時、其ノ行為ノ効力カ發生セタル事ハ已ニ

確定セハカ故ニ行為ヲ無効トス

(3) 条件ノ不成就カ已ニ確定セル場合 (一三一、四)

(2) 此ノ場合停止条件ナル時ハ条件成就ノ不備ナルコトハ行為ノ當時已ニ確定スルカ故ニ行為ハ其ノ効力ヲ生スルコトアルヲ得ス 故ニ行為ハ之レヲ無効トス

(2) 解除条件ナルトキハ行為ハ已ニ効力ヲ生シ条件ノ成就セタル事カ行為ノ當時確定セハカ故ニ其ノ行為ハ要件条件ニモトシテ其ノ効力ヲ存続ス 蓋シ若シ其ノ行為ヲ無効トスル時ハ当事者ハ行為ヲナスノ意思トカリシ結果トナルカ故ナリ

(4) 不法条件

強行規定ニ反シ又ハ公序良俗ニ反スル事實ヲ条件トナスヲ云フ
不法条件ヲ附シタハ行為ハ無効ナリ 停止条件タハト解除条
件タハト同ハス 具體的ニ見レハ条件ハ行為ノ内容ノ一部ヲ
ナシ之レト分離スルコトヲ得サルカ故ナリ 又不法行為ヲナサ
ルコトヲ条件トスル場合ニ於テモ亦全シ之レ殊ニ不法行為
ヲナサハルコトヲ条件トシテ利益ヲ得フルコトヲ約スル場合然
リトス

蓋シ不法行為ヲナサハルコトハ当然ノ義務ナリ 且若シ斯ク
ノ如キ条件付行為ヲ有效トスル時ハ或ハ又テ利益ヲ得ニカクヤ
ニ不法行為ヲナスコトヲ助長スルカ如キ結果ヲ生スルコトアリ
故ニ不法行為ヲナサハルコトヲ条件トナスコトヲ許サスハ一ニ
三

(5) 矛盾条件
矛盾条件トハ条件^{行為}ノ内容ト矛盾ニ其ノ他行為ノ意義ヲ不明瞭ナ

アレムル条件ヲ云フ 矛盾条件ヲ付シタハ行為ハ行為者ノ意思
ヲ確定スルコトヲ得サニ至ラシムルヲ以テ行為ハ無効ナリ

(6) 法定条件 法律
法律ノ規定ニヨリ法律效果ノ発生ノタメ必要ナル条件ニシテ其
ノ発生スルヤ否ヤ不確定ナル場合アリ 斯クノ如キ条件ヲ法定
条件ト称ス 例ハ遺贈カ效カヲ生スルカ爲メ遺言者ノ死ニ
ノ時受遺者カ生存スルコトヲ要スルカ如シ(一〇九六)
法定条件ハ法律ノ規定ニヨリ法律效果ノ発生ヲ要件トシテ設
テラハルモノニシテ当事者ノ意思ニヨリテ法律行為ニ附加セラレ
タルモノニアラサハルカ故ニ茲ニ云フ条件ニアラス 從テ条件ニ
于スル規定ハ直接ニ之ヲ通用スル事ヲ得ス

第二項 期限

第一目 期限ノ性質

期限ハ法律行為ノ效力ノ發生若クハ履行ノ請求スルハ效力ノ消滅ノ將來確定的ニ發生スヘキ事實ニカ、ラシムル附款ナリ

(1) 期限ハ附款ナリ

期間ハ條件ト全シク抽象的ニ云ハル法律行為ノ附款ナリ 然レトモ現象ノ法律行為ニ付テ云ハル期限ハ行為ノ一切ヲナスモノニシテ之レト分離スルコトヲ得ス

期限トハ文字ハ或ハ附款ソノ物ヲ云ヒ或ハ將來生スヘキ事實ヲ云フ

(2) 期限ハ法律行為ノ效力ノ發生若クハ履行ノ請求又ハ效力ノ消滅ヲカ、ラシムル附款ナリ

期限ニ始期終期ノ二種アリ 終期カ行為ノ效力ノ消滅ヲカ、ラシメタハモノトハ從來ノ立法及學說ニ於テ一致スル所ニ

シテ我法典モ亦之レニヨル(一三五五)

然レトモ始期ノ性質ニ于テハ見解ニ分ル 或ハ始期付行為ニアリテハ行為ノ效力ハ已ニ發生シ權利ヲ生ス 只其ノ權利ノ行使(履行ノ請求)カ始期ノ到来スルモ停止セラハ、モノトナシ 或ハ行為ノ效力カ停止セラレ只條件ト異ハ点ハ期限ニアリテハ其ノ到来スル事カ確定シ從テ效力ノ發生スルコトカ確定シタハ点ニアリ 此ノ二例ノ見解ハ何レモ誤ルニアラス 行為ノ種類又ハ当事者ノ意思ニ從ヒ其ノ何レノ意義ニ從フヘキヤヲ定ムルヲ正当トス 何レノ意義ニ於テ期限ヲ定ムヘキヤハ之ヲ知分行為ト債權行為トニ區別シテ觀察スルコトヲ要ス

(1) 知分行為ニ始期カ付セラレタ場合ニハ通常行為ノ效力カ期限ニカ、ラモノト解スルヲ適當トス 例ハ所有權移轉契約ノ始期カ付セラレタ場合ニハ其ノ到来ト共ニ始メテ所有權カ移轉スルモノト解スヘシ 此ノ權利ノ行使ヲ停止スルモノ

トテス説ヲトシテ例ハ始期付所有権移致契約ニアリテハ
已ニ其ノ契約ノ成立ト共ニ所有権ハ讓受人ニ移致スルモ始期
ノ到来スルマテハ讓受人ハ其ノ所有権ヲ行使スルコトヲ得ス
其ノ結果トシテ一方ニ於テハ讓渡人ハ所有権ヲ有セス他方
ニ於テハ讓受人ハ所有権ヲ有スルモ之ヲ行使スルコトヲ得
ズ讓渡人ハ讓受人ト共ニ果実ヲ取得スルコトヲ得ズ又所
有権ニ基テ請求権ヲ有セス實際不都合ナク結果ヲ生スルコ
トナシ故ニ始期ヨリ権利ノ行使ヲ停止セラハモトトナス
見解ハ之ヲ取ルコトヲ得ズ

(四) 債権行為ノ始期ヲ附セラレタル場合ニハ行為ハ已ニ効力ヲ
生シ債権ハ發生シ單ニ債権ヲ行使(即チ履行ノ請求)カ期限ニ
カハルモノトナストナス適當トス從テ此ノ見解ニヨレハ始期ノ債
務ノ履行期タハ性質ヲ有ス然レトモ債権行為ヨリテモ當
事者カ行為ノ効力ヲ期限ニカハラシムルコトヲ得ザルニアラ

ス

(3) 我法典ハ始期ニ于テハ權利ノ行使(即チ履行ノ請求)カ其ノ
到来スルマテ停止セラハモトトナス見解ヲトリテ期限ノ到
来スルマテ其ノ履行ヲ請求スルコトヲ得ザルモノトナス(一)
三五(五) 故ニ法典ノ規定カ狭キニ決スルハ明ナリ 法典ハ亦
行ヲ請求スルコトヲ得ズナシ文字ヲ用フルニ依テ見レハ一三
五(一)單ニ債権行為ノミニ適用アルモノト解スルハカラス
然レトモ當事者ハ処分行為ノミナラス債権行為ニ付テモ行
爲ノ効力ヲ始期ニカハラシムルコトヲ得ルハ明ナリ 又法典
ニ於テモ行為ノ効力ヲ始期ニカハラシムル場合アリ 例ハ
ハ五(六)ノ但各
從テ期限カ行為ノ効力ニカハラシムル場合ニハ条件ニ于スル規定ヲ
準用スル
期限タハ事實ノ將來ノモノニシテ且到来スルコトヲ確定セル

モナリ

期限カ将来ノ事實カハ事ヲ要スルハ条件ト全シ 然レトモ其ノ
到来スルコトカ確定セハ点ニ於テ条件ト異ナル 然レモ其ノ期限
タハ事實カ到来シテ始メテカ確定スルヲ以テ到来スル時期ヲ確
定スルコトヲ要セス

(4) 期限 (效カヲ停止スル意義ニ於ケル期限) ハ原則トシテ凡テ
ノ行為ニ之レヲ附スルコトヲ得 然レトモ例外トシテ之レヲ許
容セサル場合アリ ソノ許容セサル範圍ハ条件ノ許容セサル範
圍ト全シ

第二目 期限ノ種類

(1) 始期 終期

始期ニハ二種ノ意義アリ 即一ハ其ノ到来スルマテ行為ノ效カヲ
停止スルマテノ期限ヲ云フ 他ハ其ノ到来ヨリ行為ノ行ヲ停止

スル期限ヲ云フ

終期トハ其ノ到来ノ時ヨリ行為ノ效カヲ消滅セシムル期限ヲ云フ
例一ハ借貸借委任居借等カ終期ニカ、ルカ如シ

(2) 確定期限 不確定期限

確定期限トハ期限ノ到来スル時期カ確定セハルヲ云フ 或ハ一定ノ
時期ヲ以テ之レヲ定ムルヲ得 或ハ日數ノ計算ヨリテ其ノ到来
スル時期ヲ定ムルコトヲ得 例一ハ今日ヨリ一年後ノ如シ

不確定期限トハ期限ノ到来スルコトハ確定スルモ到来スル時期
カ確定セサルヲ云フ 例一ハ何某ノ死セリノ日ノ如シ

到来スルコトカ不確定ニシテ到来スル時期カ確定セハル事實(例
一ハ汝カ十年ニ達シタルトキニト云フカ如シ) 到来スル事及ビ到
来スル時期共ニ不確定ナル事實(例一ハ汝カ結婚シタル時)ハ条件
タルヲ通常トスルモ当事者ハ之レニヨリ期限ヲ定ムル意思ヲ有ス
ル場合アリ

第三目 期限、效力

第一 始期

(甲) 期限カ行爲ノ效力ヲ停止スル場合ニハ、行爲ノ效力ハ未ダ發生セザルカ故ニ知分行爲ニアリテハ、权利ハ設定セラレズ又ハ移轉セズ債カ行爲ニアリテハ、債權ハ未ダ發生セズ。然レトモ到來以前ニアリテ期限付权利者ハ、权利ヲ取得スルハ、確定的ノ希望ヲ有スル。此ノ希望ハ、条件付权利トシテ、希望權タル性質ヲ有ス。此レニ反シテ相手方ハ、期限條義務ヲ負フモノナリ。此ノ期限付权利義務ニ于レテハ、条件ニ于スルハ、一ニハ、一ニ九ヲ準用スルコトヲ得。

(乙) 始期カ行ヲ停止スル場合ニハ、債權ハ其ノ行爲ト共ニ發生ス。單ニ期限ノ到來スルマテ債權者ハ其ノ行ヲ請求スルコトヲ得。

ス (一三五、五)

期限ノ到來ニヨリ債權者ハ行ヲ請求スルコトヲ得ヘク、又債務者ハ行ヲナスコトヲ要ス。然レトモ例外トシテ期限到來前ニ債權者カ行ヲ請求シ又ハ債務者カ行ヲナスコトヲ得ル場合アリ。

(1) 期限カ債務者ノ利益ノ爲メニ定メラレタル時ハ、債務者ハ其ノ利益ヲ拋棄シテ期限前ニ行ヲナスコトヲ得 (一三六、五本)

文)

例ハ、無利息消費貸借ノ如シ。而シテ期限ハ何人ノ利益ノ爲メニ定メラレタルモノナリ。各場合ニ當事者ノ意思ヲ解釈シテ之ヲ定ムルコトヲ要スト。虽モ當事者ノ意思カ明ナラサル場合ニハ、期限ハ債務者ノ利益ノ爲メニ定メラレタルモノト推定セラレ (一三六、五)

(2) 期限カ債權者ノ利益ノ爲メニ定メラレタルトキハ、債權者ハ

其ノ利益ヲ批棄シ 期限到来前ニ履行ヲ請求スルヲ得 (一三三
六五本文)

例ハ無償寄託ノ場合ノ如シ

期限カ債権者ノ利益ノ爲メニ定メラレサハ場合ニハ相互ノ爲
メ之レヲ含ム 債務者カ期限ノ利益ヲ失ヒ債権者カ期限前ニ
履行ヲ請求スルエトヲ得ハ場合アリ (一三七)

(1) 債務者カ破産ヲ宣言ヲ受ケタル時 (破産手続ヲ速カラ
シムル理由モアリ)

(10) 債務者カ担保ヲ毀滅シ又ハ之レヲ減シタルトキ

(11) 債務者カ担保ヲ供スル義務ヲ負フ場合ニ之レヲ供セザル
時

以上一ニノ場合ノ外期限カ当事者双方ノ利益ノ爲メニ定メラ
レタルモノナリ何レノ当事者モ期限ノ利益ヲ批棄スルコ
トヲ得ヌ (一三六五但) 例ハ利息付消費貸借ノ場合ノ如シ

第二終期

行為ノ効力カ消滅ヲ停止スルモノナリ故ニ期限到来前ニ行為ノ
効力ハ完全ニ發生ス 而シテ行為ノ消滅カ確定セハ点ニ於テ解除条
件ト異ナリ 故ニ期限到来前ニ於テハ解除條件成否未定ノ間ニ於テ
ハト全シテ期限付権利義務ヲ生ス 此ノ権利義務ニ于テハ條件ニ
于スハ一ニハ一ニ九ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

終期付ノ行為ハ期限ノ到来ト共ニ其ノ効力ヲ失フ (一三五五正)

且法律上当然ニ行為ノ其ノ効力ヲ失フ条件ニ于テ述ヘタルト
知ト同シ 然レトモ期限ノ到来ハ単ニ將來ニ對シテノ効力ヲ生シ
例ハ当事者カ溯及カヲ付スル意思ヲ有スルモ過去ニ對シ其ノ効力ヲ
及ホスコトナシ 期限ハ性質上溯及カヲ認ムルヲ得ヌ

終期ハ債権行為ニ付セラレタル場合ニハ始期ノ場合ト全シテ一三
六、一三七ノ適用アリ

第三節 期間

第一項 期間ノ性質

法律效果ヲ生スル事件（人ノ行為以外ノ事實）ハ種々アハモ最も通
用ノホキモノハ時ノ經過ナリ 時ノ過去ハ最早時効 除斥期間 失
踪其ノ他私法上種々ノ效果ノ生スルノミナラス 公法上ニモ其ノ效
果ヲ生スル場合頗ル多シ 故ニ法典ノ期間ニ于スル規定ヲ設ク 期
間トハ限定セラレタヘ時向ヲ云フ

（即チ一定ノ時点ヨリ一定ノ時点マテノ間ヲ云フ） 故ニ期間ハ時点
ノ集合ニ外ナラス

期間ヲ定ムルハ二種ノ方法ナリ 一ハ確定的ニ定ムル方法トシテ
大正五年十二月一日マテ五月中此ノ家ヲ借りルト云フカ如シ 他ハ

不確定的ニ定ムルモノニシテ或事實ノ發生ヲ基本トシテ或時間ハ經
過ニヨリテ期間ヲ生スルナリ 例ハ「辭約申入右十日ト云フカ如シ
（不動時可動時ト云フ人アリ） 期間ヲ確定的ニ定メラレタヘ時ハ時ノ
計算法ナシト雖モ不確定的ニ定メラレタヘ場合ニハ計算法ヲ
定ムル必要アリ 民法ハ其ノ計算法ニ于テ一般ノ規定ヲ設ク 此
ノ規定ハ私法上ノミナラス公法上ニ於テモ期間ノ計算法ニ場合ニ適
用アリ 然レトモ此ノ規定ノ辭釈規定 法令裁判上ノ命令又ハ法律
行為ニ別段ノ定メナキ場合ニ適用アリ

第二項 期間ノ計算法

期間ノ計算法ハ時ノ区分ニ依ヒ其ノ起算点ト満了点（終点）トヲ定ムル
ニヨリテシヨナス 期間ノ計算法スル方法ニ二種アリ 一ハ自然的計
算法ト云フ 此ノ方法ハ期間計算法ノ基本トシ或事實ノ發生ニタハ即

時ヨリ起算シ(日ニ区分(時分秒)數ヲ算定シ期間ヲ定ム(五月一日
 日開始時ヨリ何日何時何分)
 他ヲ曆法の計算法トス。此ノ方法ハ曆ニ從ヒ日週年ヲ單位トシ
 テ期間ヲ計算スル方法ヲ云フ。日以下ノ小区分ヲ計算セス。午後零
 時ヨリ午後十二時ニ至ルマテ一日トシ之レヲ不可分ノモノトシ。
 日週年月ニ亦日ノ集合ト見ス。単一休ノモノトシテ期間ヲ計算ス。
 自然の計算法ノ正確ナルモ煩雜ニスキ。實際ニ適セザル故ニ當事
 者カ殊ニ自然の計算法ニヨリ意思ヲ有スル場合ノ外曆法の計算法ニ
 ヨリ。只時ヲ以テ定メラレタル場合ニヨリ自然の計算法ニヨリ(一
 三九)

甲 時ヲ以テ期間ヲ定メタル場合

此ノ場合ニハ期間ノ起算点ハ事實發生即チ自然の計算法ニヨリ
 即時ヨリ計算ス(一三九)

蓋シ當事者ハ此ノ場合ニハ細密ナル時間ヲ定メテオクカ故ナリ

(乙) 日週年月ヲ以テ期間ヲ定メタル場合

(1) 起算点

民法の起算點ニヨリ時ハ其ノ期間計算ノ基礎タル事實ノ發生
 シタル日ヲ期間中ニ算入スヘキヤ否ヤノ問題ヲ生ス。初日ヲ
 期間ニ算入スルト否トニヨリソノ満了点モ異ナル。即チ初日
 ヲ算入スル時ハ期間ハ最終ノ日カ始マル時ヲ以テ期間満了ス
 反之初日ヲ算入セザル時ハ期間ハ最終ノ日ノ満了ニヨリ期間
 ハ満了ス。故ニ初日ヲ算入スル時ハ期間ヲ短縮シ算入セザル
 時ハ期間ヲ延長ス。法典ハ一畝ノ立法ノ慣習ニ從ヒ初日ハ之
 レヲ算入スルモノトス。此ノ初日ヲ算入スル時ハ一日ノ端數
 ヲ一日トナスノ結果ヲ生スハカ故ナリ(一四〇) 然レトモ此
 ノ規定ハ辭源規定ナルヲ以テ當事者カ反對ノ定メナスコトヲ

妨レズ

又期間ノ初日ヲ算入セザル原則ニニノ例外アリ

(1) 期間カ午前零時ヨリ初マツル時ハ初日ヲ算入ス (一四〇)

但昏)

(10) 年齢ノ計算ニハ初日ヨリ起算ス (三十五年ノ法律五十号)

蓋シ一定年齢ニ達スルニヨリ法律效果ヲ附与スル場合、殊

ニ成年期ハ誕生日ニ相当スル日ノ初ニ達スルモノトナスヲ

以テ社会ノ見解一徹ノ慣習ニ合スルカ故ナリ

(2) 満了点

(11) 由ヲ以テ期間ヲ定メタル場合ニ満了点ヲ計算スルニハ日ヲ

逐テ計算ス 五月一日ヨリ十日間トスル時ハ一日ヲ除キテ

二日ヨリ計算シ十一日ヲ以テ満期トス

丙

日週月年ヲ以テ期間ヲ定メタル場合

当事者ハ或ハ曆ニ從テ計算スルハ意思ヲ有スル場合アリ 此ノ

場合ニハ週月年ヲ以テ単一単位トシテ計算ス 或ハ週月年ヲ日

ノ集合トシ一週月ハ三十日、一ヶ月ハ三百六十五日トナシ以

テ計算スルハ意思ヲ有スル場合アリ 正法的計算法ニ從フトキ

月ニ大小アリ 年ニ平固アルカ故ニ期間ノ日數一定セザル結

果ヲ生ス 然レトモ右ノ計算法ハ其ノ計算カ煩雜ニシテ實際

ニ適合セス 正法的計算法ハ其ノ計算カ容易ニテ便宜ナリ

且一徹ノ慣習上之レニヨル

故ニ行為者カ別段ノ定メヲナサハル時ハ曆ニヨリテ計算ヲナ

ス (一四三、五)

週月年ノ法ハ起算スル場合ニハ其計算ニハ何等ノ困難ヲ生セ

ズトモ週月年ノ中途ヨリ起算スル場合ニハ計算方法ニ付テ

向差ヲ生ス 此ノ場合ニハ起算時ニハ週月又ハ年ヲ逐テ計

算シ最后ノ週月又ハ年ニ於テ其ノ起算日ニ相当スル日 (其ノ

数又ハ名称ニ於テ定当スル日ヲ云フノ前日ヲ以テ期間ヲ満了
スルモノトセリ (一四四、五) 或事案カ火曜ニ生セリトシ、
之レヨリ三週向ト云フ場合ハ初日ヨリ火曜ハ算入セス、水
曜ニ起算シテ三週向ノ水曜ノ前日即火曜ヲ以テ期間ハ満了ス
海月十強自ニ或事案發生シ向フ三ヶ月ト云フ場合ニハ十六日
ヨリ起算シ三ヶ月目ノ十六日ニ定当スル日ノ前日八月十五日
ニ期間ハ満了ス 然レトモ月又ハ年ヲ以テ定メタル場合ニハ
最后ノ月ニ定当日十キ時ハ其ノ月ノ末日ヲ以テ満期日トス
一月三十一日ヨリ起算シ一ヶ月ト云フ場合ニハ二月二十八日
ヲ以テ期間ハ満了スルカ如シ (全条但)

以上ハ期間ノ満了点ヲ定ムル方法ヲ述ヘタリ 更ニ満期日ノ如何
十ハ時間ヲ以テ期間カ満了スルキカヲ定ムル要アリ 期間ハ末日
(満期日)ノ終了ヲ以テ終ル 末日ノ初メテ以テ満了スルニアラス
即チ末日ノ全日カ経過スルコトヲ要ス、前ニ述ヘタル如ク期間ノ

計算カ初日ヲ算入セサルヲ以テ末日ノ終了ヲ必要トスル結果トナ
ル

從テ例ハ五月十五ニ於テ向五日同ト云フ時ハ十六日ヨリ起算シ
二十日ノ午後十二時ヲ以テ期間ヲ満了ス (一四二) (商ニ三八)
期間ハ原則トシテ末日ヲ以テ終了スト虽モ期間ノ末日カ火曜日、
日曜日其ノ他ノ休日ニ當リ且ソノ日ノ取引ヲナサハ慣習アル時
ハ期間ハ其ノ翌日ヲ以テ満了ス

第四節 時効

第一款 総論

第一項 時効ノ性質

(一) 時効ノ性質

時効トハ、権利行使又ハ不行使ト時、経過ニヨリ、権利ヲ取得シ又ハ消滅セシムル事實ヲ云フ

(1) 時効ハ法律事實中ノ事件事由ナリ。一定ノ権利行使不行使ノ状態カ継続スルハ、ヨリ法律ハ事實上ノ状態ヲ変シテ法律上ノ状態トナス。從テ時効ニハ時、経過ヲ必要トス。時ノ経過ヲ要セスシテ即時ニ権利ヲ取得スル場合ハ時効ニアラス。(一九三) 事實上ノ状態即チ権利ノ行使不行使ノ状態カ継続スルコトヲ要ス。

(2) 時効ハ、権利得喪ノ原因ナリ。

一定ノ期間、上述セハ事實上ノ状態カ継続セハトキハ法律ハ之レニ権利得喪ノ効カヲ付ス。時効ニヨリハ、権利得喪ノ原因ハ法律ニ規定ナリ。而シテ時効ハ直接権利得喪ノ原因タハモノニシテ単ニ権利得喪ノ推定ヲ生スルニスキサハモノニテラス。

(二) 時効ノ根拠

時効制度ヲ設ケタヘハ主トシテ公益上ノ理由ニ基ク

(1) 時経過ニヨリテ或状態カ固定シ動カスヘカラサハモノトナリ。事ハ人ノ心理的傾向ナリ。恰モ慣習法カ永遠ノ慣行ニヨリ自ら強行的ニ行ハル、ニ至ルカ如シ。又永年同一定ノ状態カ変更ノ受クハコトナクシテ継続スル時ハ其ノ状態ハ適法ナリト推定ヲ生ス。固リ此ノ継続セハ状態ニ不適法ナハ場合少シトモ、然レトモ固定セハ状態ヲ覆ス時、其ノ期間ノ経過中ニ生セハ諸種ノ干渉ヲ混乱シ従来ノ状態ヲ存続セシムル弊害ヨリモ寧ロ大ニモアリ

(2) 時効ハ取引ノ安全ヲ保護スルガ爲メ必要ナリ。蓋シ永年ノ右ニ至リテハ証拠ノ方法カ湮滅シヤスク券証ノ不能又ハ困難ヲ生スル事ナリ。若シ時効ノ制度ナキ時ハ或權利ヲ主張スルモノハ原告ノ権利ヲ証明スルコトヲ要シ。原告ノ権利ヲ証明スルカ爲メニハ更ニ其ノ原告ノ権利ヲ証明セザルヘカラス。ソノ極ム

知テク終ニハ自己ノ権利ヲ存在ヲ證明スルコトヲ得サヘコトアリ
又自己ノ債務ヲ履行セリトシテ証明ヲ掌ルコトヲ得サヘカ
故メニ面債務ヲ履行セサヘカヲサハニ至ヘコトアリ
斯クノ如ク永遠ノ旨ニ至リテハ証明ノ困難ヲ未シ裁判ノ正確ヲ
保シ難ク取引ノ安全ヲ保護スルコトヲ得サヘニ至ル之レヲ救済
スル方法トシテ時効ノ制度ヲ生ヌルニ至レリ

(3) 更ニ之レヲ從來ノ権利者ニツイテハハ時効ニヨリ権利ヲ失
フ者ハ之レヲ行使セサヘカ怠慢アリ 固ヨリ時効ハ権利ヲ行使セ
サヘカニ對スル制裁ニイラス 然レトモ権利者カ永年ノ向
利ヲ行使セサヘカハ権利者ハ法律ノ保護ヲ必要トセサヘ
結果ヲ有スルモノト認ムヘク得 從テ之レカ爲ノ権利ヲ失フノ結果
ヲ生ヌルハ権利者自ラ之レヲ招ケルモノト云ハサルヘカラス
時効制度ハ公益ノ爲メニ存スルモノナレハ之レニテハ規定ハ強
行法ナリ 故ニ當事者ハ之レニ反スル規定ヲナスヲ得ス 尸行ニ

カ、ハハキ権利ヲカ、ラサルモノトナレ又時効ニカ、ルコトヲ得
サヘ権利ヲカ、ラシムルコトヲ得ス 又法律ノ規定以外ニ時効ノ
中断若クハ停止ノ原因ヲ定ムルコトヲ得ス 又時効ノ要件ヲ変更
スルコトヲ得ス 例ヘハ期間ヲ永クスルコトヲ得ス 然レトモ期
間ヲ短縮スルハ公益ニ害トキテ以テ之レヲ許スモノト云フヘシ

(三) 時効ノ種類

時効ニハ二種アリ

- (1) 取得時効ト云ヒ
 - (2) 消滅時効ト云フ
- (1) 取得時効トハ一定ノ期間権利ヲ行使スルヨリ権利ヲ取得スル
時効ヲ云ヒ (一六ニ以下) 消滅時効トハ一定期間権利ヲ行使セ
サヘカニヨリ其ノ権利ヲ失フ時効ヲ云フ (一六以下)
- (2) 時効ハ又期間ノ長短ニヨリ長期時効ト短期時効トニ區別スル
ヲ得

第二項 時效ノ效力

(一) 時效ノ目的タハハキモリ

取得時效ノ目的タハハキモリハ權利ナリ 此ノ点ニ從來ノ立法及
本説ニ於テ一致ス

然レトモ消滅時效ノ目的ニ于テハ立法及本説分ニ 或ハ消滅時
效ニテハ消滅スルモノヲ訴權トナシ見解アリ (ローマ法)

今日ノ通説ナラス

或ハ權利ナリトシ (私法系) 或ハ請求權 (物權債權ソノ他ノ權
利ヨリ生スル請求權) (獨存者) 或ハ消滅時效完成ヨリ單ニ請
求權ニ對スル抗弁ヲ生スルモノトナス (他民法)

我法典ハ時效ニヨリ權利其ノモノヲ消滅ストナス 即時效ノ完成
ニヨリ權利ソノモノカ消滅ニ何等ノ效力ヲ殘存セサルモノトナス

之レ訴權若シテ請求權ナキ權利 (自然債務)ヲ認ムルヲ以テ適當
ニアラストナス主旨ニ出ツ
以上述フル所ハ取得時效消滅時效ノ目的ノ權利ナルモ凡テノ權利
ハ時效ニ係ルモノニアラス 如何ナル種類ノ權利ノ時效ニカハル
ヲ得ルヤニ付テハ右述スヘシ

(二) 時效ノ效力

時效ハ權利ノ行使又ハ不行使ノ狀態カ一定ノ期間ヲ継続スルニヨ
リ權利ヲ取得セシメ消滅セシムル效果ヲ生ズ (一六ニ以下 一六
七以下)

然レトモ當事者カ之レヲ援用スルニアラサレハ裁判官ハ之レニヨ
リテ裁判ヲナスコトヲ得ヌ (一四五) 時效ハ裁判官ノ職權上之レ
ヲ參酌スヘキモノナリヤ又ハ當事者カ之レヲ援用スルニアラサレ
ハ裁判スルコトヲ得ナシモナリヤ 此ノ問題ニ于テハ之レヲ
訴訟ノ煩累ヲ減スル点ヨリ之ハハ裁判官ノ職權參酌モ適當トスル

モ時効制度ノ目的ヨリ論スレハ当事者ノ援用ヲ必要トスルモノト
ナサ、ルヘカラス。蓋シ時効ハ時ノ経過ヨリ権利得喪ノ效果ヲ
生スルカ故ニ時効ニヨリ権利ヲ取得シ義務ヲ免ル、者ニトシテハ
利益ナリ、然レトモ当事者ハ或ハ其ノ意思ヲ被ハコトヲ欲セス地
ノ方法ニヨリ権利ノ取得又ハ消滅ヲ証明セント欲スルコトアルハ
ク、或ハ徳義上ノ觀念ヨリシテ時効ノ利益ヲ受クルコトヲ屑ント
セサルコトアルヘシ。時効ノ利益ヲ受クルモノカ之レヲ欲セサル
ニ法律カ之レヲ強制スヘキ理由ナシ。故ニ法律ハ時効ハ当事者ノ
援用ヲ待テ裁判スヘキモノトナス。然ルニ法律ハ一六ニ以下一六
七以上ニ於テハ権利ハ期間ノ満了ニヨリテ取得セラシ又ハ消滅ス
ル旨ヲ規定スルカ故ニ之等ノ規定アリトモ、トモ時効ノ效力ハ期
間ノ満了ト共ニ發生シ当事者ノ援用ヲ必要トセサルモノト解散ス
ルコトヲ得ヘシ。從テ之等ノ規定ハ当事者ノ援用ヲ必要トスルハ
四五ノ規定ト矛盾セリ。此ノ矛盾ヲ調和スルカ爲メニハ種々ノ見

解ヲ立ツルヲ得

(1) 時効ハ単ニ期間ノ満了ノミヲ以テ其ノ效力ヲ生セス。当事者
ノ援用ヲ待テ其ノ效力ヲ生ス。換言スルハ時効ノ效力ノ發生ノ
爲メニハ期間ノ満了ト援用トノニ条件ヲ必要トスルモノト解ス
ルヲ得ヘシ。然レトモ此ニ從フトキハ時効ノ效力ヲ生スルカ爲
メニハ必ラス裁判ニ於テ当事者ノ援用スルコトヲ要シ援用アル
マテハ取得時効ニアルテハ前権利者カ権利ノ爲ニ消滅時効ニ下
リテハ権利ハ消滅セサル結果トナリ。時効制度ヲ欲ケタル目的
ヲ達スルコトヲ得サルニ至ルヘシ。

(2) 或ハ期間ノ満了ニヨリ時効ノ效力ヲ生シ從テ権利ハ取得セラ
レ、消滅スレトモ当事者ノ時効ノ援用セサル時ハ裁判ソノモ
ノニヨリテ権利カ移転又ハ創設セラレ、モノトス。即取得時効
ニアリテハ期間ノ満了ニヨリ一旦権利ヲ取得スルモ時効ヲ援用
セサル時ハ裁判ニヨリ其ノ権利カ原権利者ニ移転セラレ消滅時

效ニアリテハ期間ノ満了ニヨリ一旦権利ハ消滅スルモ時効ヲ援用セザル時ハ原権利者カ裁判ニヨリテ新ニ権利ヲ取得スルトノ見解ヲ立ツルコトヲ得

此ノ見解ハ裁判ノ創設的効力ヲ認ムトモ裁判ハ単ニ時効ノ不援用ニヨリテ生スル效果ニ基キテナサル、ニスキス。且此ノ見解ニ從フ時ハ裁判ニヨリテ権利カ移転セラレヌハ創設セラレハ、モノトナセハソノ権利ハ新ナル権利ニシテ原権利ニアラサルノ結果ヲ生ス。從テ原権利ニ附着セル利益殊ニ担保(及瑕疵)ニ新ナル権利ノ附着セサルニ至ルヘシ。故ニ此ノ見解ハトモヲ得ス

(3) 以上ノニツノ見解ヲトハ事ヲ得サルカ故ニ期間ノ満了ニヨリ時効ノ効力ヲ生スルモ不援用ニヨリテ已ニ生セル時効ノ効力カ消滅スルモノト解スルノ外ナシ
即不援用ヲ解除条件(法定ノ解除条件)トシテ時効ハ効力ヲ生

ス。從テ援用ナキトキハ時効ハソノ効力ヲ失ヒ原権利ソノモノカ復活スルモノトス
斯クノ如ク時効ノ不援用ニヨリ時効ノ効力ハ消滅スルカ故ニ之レヲ防止スルニハ当事者ノ援用ヲ必要トス。当事者トハ直接ニ時効ノ效果ヲ受ケル者ヲ云フ。

例ハハ占有者、債務者不可分債務者、承継人(四三五)連帯債務者(四三九)保証人、債権者、債権者ノ如シ。

時効ハ訴訟ノ進行中ノ向ニ何時ニテモ援用スルヲ得。然レトモ上告審ニ於テハ之レヲ援用スルコトヲ得ス。蓋シ時効ハ事實上ニ于スル向敷ナレハナリ。

(三) 時効ノ溯及力
時効ハ期間カ満了レタハ時ハ其ノ効力ヲ生ス。然レトモ其ノ効力ハ時効ノ起算日ニ溯ル(一四四)

蓋しモシ時効ノ効カカ其ノ完成ノ時ヲ將來ニ對シテノミ生スルモ
ノトナス時ハ更ニ起算日ヨリ期間満了ノ間ニ於ケル法律ヲ係ヲ決
定スル必要ヲ生シ何人カ其ノ間ニ於ケル義務者係リテ其ノ事ヲ
要スルニ至ル

然レトモ之レ時効制度ヲ設ケタム理由ニ相反シ時効ノ目的ヲ没
却スルニ至ル 故ニ法典ハ溯及カヲ認メ時効ノ起算日ヨリ効カヲ
生スルモノトナス 起算日ハ取得時効ニアリテハ占有又ハ權利ノ
行使ヲ始メタム時 (一六二、一六三)

消滅時効ニアリテハ權利ヲ行使スルコトヲ得ヘカリレ日 (一六六)
トス 時効ノ中断アリタム時ハ中断後更ニ進行ヲ始メタム時 (一
五七)トス

斯クノ如ク時効ノ完成ニ溯及カヲ有スル結果トシテ

(4) 取得時効ニヨリ權利ヲ取得シタム者ハ時効期間内ニ於テ取得
シタム果實ヲ返還スルヲ要セス

又取得セム權利ヲ前提トスル行為 (例ハ、如分行爲)ハ凡テ効
カヲ存ス

(ii) 消滅時効ニヨリテ義務ヲ免カレタル者ハ期間内利息ヲ支払フ
コトヲ要セス 又消滅セム權利ヲ前提トセム行為ハ凡テ其ノ効
カヲ失フ

第三項 時効ノ拋棄

時効ノ利益ノ拋棄ハ時効ノ完成ニヨリテ生スル權利ノ取得又ハ消
滅ノ利益ヲ拋棄スルヲ云フ 消滅セム時効ノ利益ヲ拋棄スルコト
ヲ得ハハ一四六ノ反對解釈ニヨリテ明ナリ 時効ノ利益ノ拋棄ノ効
カニ于テハ議論分ハ、モ、拋棄ニヨリ已ニ生セル時効ノ効カヲ消
滅セシメ原權利ヲ復活セシムルモノト解スヘシ
時効ノ拋棄ハ時効完成後ニ於テノミ有效ニ之レヲナスコトヲ得

完成前ニアリテハ進行ヲ始ムル前ト進行中ナルトヲ向ハス当事者
ハ予ノ時効ノ利益ヲ放棄スルコトヲ得ス (一四六)

蓋シ時効ハ公益ノ爲メニ設ケラレタル制度ナルヲ以テ当事者カ任意
ニ其ノ適用ヲサケルコトヲ許サス

若シ予ノ時効ノ利益ヲ放棄スルコトヲ得ハモトトナス時ハ債権者
ハ債務者ニソノ放棄ヲ強要シ 債務者ハ或ハ其ノ必要ニ迫ラレ或ハ

時効ニ重キヲオカスシテ之レヲ承諾スルヲ通常トスハシ 從テ右ニ
至リ諸種ノ証明ノ困難ヲ未ス時効制度ヲ設ケタル目的ヲ達スルコト

ヲ得ヤムニ至ル 故ニ予ノ時効ノ利益ヲ放棄スルコトヲ許サハルナ
リ

全一ノ理由ニ基キ時効ノ期間ヲ延長シ其ノ他時効ノ完成ヲ困難ナ
ラシムルコトヲ得ス

時効ノ放棄ハ単ニ一方ノ利益ヲ放棄スルモノナラズ以テ単独行爲
ヲ以テ之レヲナスコトヲ得 相手方ノ承諾ヲ要セス 然レトモ放棄

ハ時効ノ完成ヲ却リテ之レヲナスコトヲ得ス
放棄ノ意思表示ハ明示タルト黙示タルトヲ同ハス

第四項 時効ノ中断

第一 中断ノ性質

時効ノ中断トハ或事實ノ發生ニヨリ從未經過シタル時効期間ノ利
益ヲ失ハレムルヲ云フ 中断ニヨリテ経過セシ期間ハ其ノ効力ヲ失

ヒ中断ノ事由カ終了シタル時ハ更ニ新タナル時効ヲ進行ス
此ノ時ヨリ新タナル時効期間ヲ起算ス 時効ノ完成ニハ期間ノ経

過ノミナラス其ノ期間中取得時効ニアリテハ權利ノ行使 消滅時効
ニアリテハ權利ノ不行使ノ状態カ継続スルコトヲ要ス

故ニ權利ノ行使又ハ不行使ト相抵融スル事實カ發生スル時ハ時効
ハ中断ス

第二 中断 / 原因

時效中断 / 原因ニ二種アリ、一ヲ自然中断、他ヲ法定中断ト云フ。自然中断ハ取得時效ノミニ適用アリ、法定中断ハ兩者ニ適用アリ。法定中断ハ权利人ノ行為ニ基クモ、ト仮処分義務者ノ行為ニ基クモ、トニ分ツヲ得、前者ハ差押、仮差押請求、后者ハ承認トス（一四七）

(1) 請求

請求トハ权利人ヲ其ノ権利ヲ行使スルヲ云フ、請求ニヨリ取得時効ニアリテハ占有者ノ権利行使ノ状態ヲ沮シ、消滅時効ニアリテハ权利人ノ権利不行使ノ状態ニ止ムルハ故ニ時効ヲ中断ス、請求ニヨリ权利人ハ永久ニ其ノ権利ヲ保全スルヲ得

(2) 裁判上ノ請求

裁判上ノ請求トハ訴ヲ提起スルヲ云フ、給付ノ訴ヲハト確認ノ

訴ヲハト同ハス

又本訴ヲハト反訴ヲハトハ反訴ニヨリ同ハス、裁判上ノ請求ハ取得時効、消滅時効共ニ中断ノ原因ナリ

裁判上ノ請求ニヨリ時効ノ中断ハ訴状ノ提出ノ時ヨリ始マハ（民法一八九）相手方ニ到達セラハ、争ヲ要セス、未ダ権利拘束（民法三八〇）ヲ生セサハ、時効カ中断セラハ

反訴ニヨル時効中断ハ反訴ニヨリニヨリ反訴ノ提起アリタル時ヨリ始マハ、時効中断ハ裁判ノ確定即判決ニ至ルマテ継続ス

其ノ確定ノ時ヨリ新ニ時効カ進行ス（一五七、五）新ノ如ク裁判上ノ請求ハ時効ヲ中断スルモ尤ノ場合ニハ起訴ノ時効カ発生セズ

溯及カ有シ居ルモ、中断ナカリシト今ニ見做サハ（一四九）

(4) 訴カ取下ケラレタル時

(5) 訴カ却下セラレタル時

管轄違其、他形式上ノ理由、基キ却下セラレタト本葉ニ於テ
請求カ不当ナラニヨリ棄却セラレタトト向ハス

(四) 支払命令

督促手続ニヨリ発スル支払命令ハ起訴ト合シテ時効ノ中断ノ效
カヲ生ス(一五〇)(民訴三八二以下)

然レトモ此ノ場合ニハ一五〇ノ規定ヨリ推シテ時効中断ハ支払命
令到達ノ時即 権利ノ拘束發生ノ時(民訴三八七五)其ノ效
カヲ生スルモ其ノ効力ハ支払命令申請ノ時ニ溯ルモノトナシ、
ハハカラス

而シテ一旦時効ヲ中断スルモ権利拘束カ其ノ効力ヲ失ヒタリ時
ハ中断ハ効力ヲ生セス 初メヨリ中断ナカリシト合シテ結果ト
ナシ(一五〇) 民訴三九(一、二)

(ハ) 和解ノ爲メニ呼出及任意出頭

和解ノ爲メニ呼出(民訴三八二)モ亦起訴ト合シテ時効ヲ中
断ノ爲メニ呼出(民訴三八二)モ亦起訴ト合シテ時効ヲ中

断ス

呼出ノ申立ヲナシタリ時ハ中断ノ効力ヲ生ス 而シテモ此ノ場
合ハ相手方カ出頭セス 又ハ和解力調ハサレ場合ハ一ヶ月内ニ
訴ヲ提起セザル時ハ中断ノ効力ヲ生セス

當事者カ任意出頭シ訴訟ニ付弁論ヲナス場合(民訴三七八)モ
亦時効ヲ中断ス 此ノ場合ニハ出頭ノ時中断ノ効力ヲ生ス 然
レトモ和解力調ハサレ場合ハ一ヶ月以内ニ訴ヲ提起セザル時ハ
中断ハ其ノ効力ヲ生セス(一五二)

(ニ) 破産手続参加

債権者カ其ノ債権ヲ以テ破産手続ニ参加シタリ時ハ時効中断ノ
効力ヲ生ス 中断ハ其ノ届出ニヨリテ其ノ効力ヲ生ス 然レト
モ債権者カ其ノ届出ヲ取消スルモ其ノ請求カ却下セラレタリ時ハ
中断ノ効力ヲ生セス(一五二)

(ホ) 催告

催告ハ裁判外、時效ノ履行ノ請求ヲ為ス。催告ハ意思通知ノ性質ヲ有ス。催告ハ債権者ノ履行請求ノ決定的意思ヲ表ハストキナスヲ得サハテ以テ催告ヲナシタヘ右六ヶ月以テ裁判上ノ請求、和解ノ為メニスハ呼出。若クハ任意出頭、破産手続奉知。差押、仮差押スハ仮処分ヲナスニアラサレハ中断ノ効力ヲ生セズ。之等ノ行為ニ了リタル時ハ催告ノ時(催告力相手方ニ到達シタル時)ヨリ中断ノ効力ヲ生ス(一五二)

(2) 差押、仮差押、仮処分

差押ハ強制執行ノ方法ナリ。仮差押、仮処分ハ強制執行ノ保全ノ方法ナリ。兩者ハ共に裁判執行ノ為メニ存スルヲ以テ時效中断ノ効力ヲ生ス。ソノ中断ハ差押、仮差押、仮処分ノ行為ニ着手シタル時ニ始マレ、執行行為ヲ終了スルマテ継続ス。又差押、仮差押、仮処分ハ之ノ時効ノ利益ヲ受クル者ニ対シテナシ、ハ場合ナリ。例ハ、相手方ノタメニ占有ヲナス第三者ニ対シ

テナス場合ノ如シ。此ノ場合ニハ此ノ時効ノ利益ヲ受クル者ニ対シテ通知スルニヨリテ中断ノ効力ヲ生ス(一五五)
差押、仮差押、仮処分ハ裁判執行ノ請求ニヨリテ法律ノ規定スル要件ヲ具備セザレバヨリ取消ナレタヘ時ハ中断ノ効力ヲ生セズ(一五四)

(3) 承認

承認トハ権利者ニ対シ其ノ権利ノ存在ヲ確認スルヲ為ス。觀念通知タル性質ヲ有ス。義務者カ権利者ノ権利ヲ承認スル場合ニハ権利者自ラソノ権利ヲ行使シ之レヲ保全スル必要ナシ。從テ権利者カ権利ヲ行使セザルニ義務者ノ承認ハ時效中断ノ効力ヲ生ス(一四七、三三)
承認ハ単ニ権利ノ存在ヲ確認スル行為ニシテ法律行為ニアラス。從テ権利得喪ノ效果ヲ生スル行為ニアラス。故ニ承認ヲナスニハ相手方ノ権利ニツキ知命能カチハコトヲ要セス。又知命能限テハ

コトモ必要ニテラス。単ニ管理能力スハ、制限下ニテ以テ足ル。承認ノ義務者ノ一方行為ニヨリ、権利ヲ確認スル事實明カナルヲ以テ足ル。

五六二

第三、中断ノ效力

中断ニヨリ已ニ経過シタル期間、其ノ效力ヲ失フ中断ノ事由、終了シタル時ヨリ、更ニ新タトシテ時効ヲ進行ス。(一五七、五)
時効ノ中断ハ或時定人ニ対シテノ行為ナレハ、中断者其ノ相手方及ヒ其ノ承継人ニ対シテノミ其ノ效力ヲ生ス。(一四八)
然レトモ例外ノ場合アリ。(二九二、四三四、四五七等)

第五項 時効ノ停止

時効ノ停止トハ、或事實ノ発生ニヨリ、或一定ノ期間時効ノ進行ヲ停止スルヲ云フ。

止スルヲ云フ、其ノ進行力停止セル期間ハ時効期間ニ計算セス。然レトモ前後ノ期間ヲ合算ス停止ハ中断ト異ナリ停止期間ヲ除キ前ニ進行セル期間ハ之レヲ時効期間ニ算入スト。虽モ中断ニアリテハ中断以前ノ期間ハ全ク效力ヲ失フ。

時効停止ノ原因ハ或ハ進行ノ初メニ生ス。或ハ進行中ニ生シ。或ハ進行期間ノ終ニ生ス。法典ハ單ニ停止原因ハ時効期間ノ終リニ存スル場合ニノミ停止スルモノトセリ。蓋シ時効ノ進行ノ初又ハ中間ニ停止ヲ認ムル時ハ從テ時効期間ヲ延長シ却テ其ノ目的ニ反スルニ至ルカ故ナリ。故ニ正確ニ云ハハ法典ノ認ムル時効ノ停止ハ寧ロ時効完成ノ延期ナリ。

時効停止ノ原因ヲ挙ケレハ左ノ如シ

(1) 権利者ノ無能力ニ基ツク時効ノ停止

(1) 絶対的ニ停止ノ效力ヲ生スル場合

未成年者又ハ禁治産者カ時効ノ期間満了前六ヶ月内ニ法定代

五六三

理人ヲ有セサル時ハ其ノ者カ能力者トナリ又ハ法定代理人カ就職シタル時ヨリ六ヶ月内ハ之レニ対シテ時効完成セス
例ヘハ無能力者ノ有スル債権カ十年ノ時効ニカレルヘキモノトシ九年八月ヲ経テ法定代理人カ死シ一月ヲ経テ新ナル法定代理人カ就任セリト仮定セハ時効ハ其ノ就職ノ時ヨリ六ヶ月間ハ完成セス從テ三月月々時効ノ完成ハ延期スルコトナル 法定代理人ハ六ヶ月間内ハ無能力者ノ財産ヲ調査シ權利ノ保全ヲナスコトヲ得ルモノトセリ

(四) 相対的ニ停止ノ效力ヲ生スル場合

(a) 無能力者カ其ノ財産ヲ管理スル父、母、又ハ右見人ニ対シテ有スル權利ニ付テハ其ノ者カ能力者トナリ又ハ右任ノ法定代理人カ就職シタル時ヨリ六ヶ月内ハ時効完成セス(一五九、一)

(b) 妻カ夫ニ対シテ有スル權利ニ付テハ婚姻解消ノ時ヨリ六

ヶ月内ハ時効完成セス (全条五)

(2) 相続財産ニ付スル時効ノ停止

相続財産ニ付シテハ相続人ノ確定ニ管理人ノ選任セラレ、又ハ破産ノ宣告アリタル時ヨリ六ヶ月内ハ時効完成セス (一六〇)
相続開始ノ場合ニソノ承認ナキカ爲メ相続人確定セサルコトアリ、或ハ相続人分明ナラザルコトアリ、或ハ相続財産ニ対シテ破産開始セラレ、コトアリ、之等ノ場合ハ相続人ナク且財産管理人ナキニカ、ハラス時効カ進行スルモノトナス時ハ相続財産ニ屬スル權利ハ之レヲ行使スルモノトシ、時効ニカ、リ得

(3) 争奪ニ基ク停止

又相続財産ニ対スル權利ハ其ノ相手方ナキカ爲メ中断ヲナスコトヲ得ス、爲メニ時効ニカ、ハ慢アリ、此ノ不都合ヲ防ク爲メ時効完成セストナシタムナリ

時効ノ期間満了ノ時、當リ天災ノ他避クヘカラサル事案ノダ
ノ時効ヲ中断スルコト能ハサル時、妨碍マミタル時ヨリニ期間
内ハ時効完成セス(六六)

五六六

第二款 取得時効

第一項 取得時効ノ目的タル權利

取得時効ノ目的タルモノハ、財産権ナリ。人格権、親族法上、相續
法上ノ權利ハ性質上時効ニヨリテ取得スヘク得ズ。財産権ハ単ニ有
体物ヲ占有スル權利ノミナラス、物ヲ占有セサル權利トモ準占有
ニヨリ取得時効ノ必要ナル要件ヲ具備スル事ヲ得ル場合ニハ時効ニ
ヨリ取得スルヲ得。
然レトモ財産権トモ凡テ取得時効ノ目的タルコトヲ得ルモノニ

アラス。取得時効ノ最モ適用アルハ所有權ナリ。永小作權、地上權
モ亦取得時効ニヨリ取得スルヲ得。債權モ亦取得スルコトヲ得。
財産權ニシテ

(1) 或ハ權利ノ性質上時効ニヨリ取得スルコトヲ得サルモノナリ。
占有權ハ時効ニヨリ取得スルヲ得ズ。地役權用役地ニ從タルモ
ノナレハ或土地ノ所有權ヲ有セスニテ、其ノ土地ト隔レテ時効
ニヨリ地役權ヲ取得スル事ヲ得ズ。

留置權、先取時効ハ法律ノ規定ニヨリテ生ズルモノナレハ取得
時効ニヨリ取得スルヲ得ズ。質權、抵當權ハ債權ニ從タルモノ
ナレハ獨立シテ時効ニヨリテ取得スルコトヲ得ズ。

(2) 或ハ法律ノ規定ニヨリテ時効ニヨリテ取得ヲ許ササルモノアリ。
例ハハ不繼統、不表現又ハ地役權ノ如シ。(二八三)

第二項 取得時効

五六七

第一、所有権ノ取得時効

一六二条第一項ニ要件ヲ規定ス

甲、長期時効

(1) 占有

所有ノ意思ヲ以テ平穩且公然ニ他人ノモノヲ占有スルコトヲ要ス

(1) 他人ノ物ヲ占有スルコトヲ要ス

(2) 所有ノ意思ヲ以テ占有ヲナスコトヲ要ス

所有ノ意思ヲ以テスル占有トハ自主占有ヲ云フ 占有者ヲ所

有者トシテ、換言スレハ自己ニ屬スルモノトシテ物ヲ占有ス

ルヲ云フ

自ラ所有権ヲ有スト信スルコトヲ必要トセス 又所有権ヲ取

得セントスル意思ヲハコトヲ要セス、物ニ対シ(物ノ上)所

有権ノ内容ニ適合(適底)スル支配ヲナサントスル意思ヲ以テ足ル

所有ノ意思ヲ必要トスルハ所有ノ意思トキニ所有権ヲ取得セ

シムル理由ナキナリ

(1) 平穩且公然ニ占有ヲ為スコトヲ要ス

平穩トハ強暴ニ対スルモノニテ強迫又ハ暴行ニヨリ占有ヲ取得

シヌハ保持セサルヲ云フ 然レトモ強暴止ミタル時ニハ平穩

ノ占有トナシ 公然トハ隠避ニ対スルモノニシテ占有ニ付キ

利益ヲ有スル者ニ秘セサルヲ云フ 然レトモ隠蔽ノ止ミタル

時ヨリ公然ノ占有トナシ

(2) 期間

二十年間ソノ占有ヲ継続スルヲ云フ

(乙) 短期時効 (一六三條)

短期時効ニイリテハ十年ノ期間ヲ以テ時効完成ス 且短期時効ハ

不動産ニノ通用アリ 其ノ要件ニ于テハ占有ニ于テ前述ノ要件ノ外ニ占有者カ其ノ占有ヲ始メ善意ニシテ且過失ナカリシコトヲ要ス

善意トハ所有権ニ瑕疵アルコトヲ知ラサルヲ云フ

(此ノ点ニ付テハ積極的ニ権利ヲ有スル確信アルヲ云フカ積極的瑕疵ヲ知ラサルカニ似ノ見解アリ 右説ヲ正当トス)

善意ハ占有ノ初メニ存スルコトヲ要ス 且此ヲ以テ足ル 時効ノ期間中善意カ継続スルコトヲ要セス 過失ナカリシコトハ善意ヲナスニ過失ナカリシ事ヲ云フ 即チ善意ヲ生セハ錯誤カ過失ニ基カサリシヲ云フ

第二 所有権以外ノ財産権ノ取得時効

(甲) 長期時効 (其ノ要件ハ一六三條)

(1) 所有権以外ノ財産権ヲ自己ノ爲メスル意思ヲ以テ平穩且公然ニ行使スル事ヲ要ス

(2) 权利ノ行使ニ二十年間継続スルコトヲ要ス

(乙) 短期時効

所有権以外ノ財産権ヲ行使スル者カ其ノ行使ノ初メ善意且無過失ナリシ時ハ十年ノ期間ヲ經過スルニヨリテ其ノ財産権ヲ取得ス

第三項 取得時効ノ中断

取得時効ハ法定中断ノ外自然中断ニヨリテ中断セラレ

自然中断トハ占有又ハ準占有ノ喪失ヲ云フ (一六四 一六五)

(1) 所有権ノ取得時効ニ付テハ自主占有ノ法定ノ期間継続スルコトヲ要スルカ故ニ占有カ喪失セラレ時ハ時効ノ中断セラレ而シテ占有權喪失

(1) 或ハ物ノ所持ノ喪失ハ占有者カ自ら任意ニ爲シ新持ヲ夫ノ
 第三者ノタメニ爲スルハトテ同ハスニヨリテ生ス
 然レトモ第三者ノ侵奪ニヨリ占有ヲ失ヒタル場合ニハ占有者
 カ占有回復ノ訴ヲ提起シタル時ハ占有者ハ消滅ヒサレカ故ニ
 (ニ〇三、但各) 時効中断ノ效力ヲ生セス
 (四) 或ハ占有者カ占有意思ヲ放棄スルニヨリテ生ス
 自然中断ノ效力ハ法定中断ト異リ所ナシ、只其ノ效力カ絶対
 的ニシテハ敵人ニ対シ生スル点ニ於テ異ナシ
 (2) 所有権以外ノ財産権ノ取得時効モ亦今述ヘシ所ト全シテ準占
 有ノ消滅ニヨリ中断セラレハ(一六五)

第三款 消滅時効

第一項 消滅時効ノ目的

消滅時効ノ目的トハ権利ト所有権以外ノ財産権ナリ
 所有権ハ其ノ性質永久ニ存在スルモノニテ且所有権ノ不行使ナ
 ルノナシ故ニ消滅時効ニカ、ハ事ナシ
 所有権以外ノ財産権ト雖モ凡テ時効ニカ、ハモノニアラス 権利
 ノ性質又ハ法律ノ規定ニヨリテ時効ニヨリ消滅スル事ヲ得サルモ
 ナリ
 占有権 留置権 先取特権ハ権利ノ性質上時効ニカ、ルコトナシ
 形成権モ亦性質上時効ノ目的ダレコトヲ得ス
 形成権ハ一回ノ行使ニヨリ消滅スルモノナレハ時効ノ中断ハ之ニ
 適用スルコトヲ得ス 形成権ノ除斥期間ニヨリ権利ノ存続期間ヲ
 定ムルキ性質ノモノナリ 然レモ我法典ハ形成権ヲ時効ニヨリテ
 消滅スルキ規定ヲ設ケ(一二六、四二六、七五九、四、一〇二、二、五
 等) 如シ
 此ノ規定ハ永未ナリ得サルモノナレトモ已ニ新法ノ如キ規定ヲ以

上時効ニ于スル規定（殊ニ停止ニ于スル規定）ヲ通用スルレ

第二項 消滅時効ノ要件

(甲) 長期時効（一六六、一六七）

(1) 権利ノ不行使

(2) 期間ノ経過

権利不行使ノ狀態カ一定ノ期間継続スルコトヲ要ス。此ノ期間ハ権利行使スルコトヲ得ル時ヨリ起算ス（一六一エ）

即チ権利ヲ行使スルコトヲ得ルニ拘ハラズ法定ノ期間之ヲ行使セサルニヨリ権利ハ消滅ス。如何トシ時期ニ不行使カ初マリダハヤハ各場合ニツキ之レヲ定ムルレ

法律ハ殊ニ時効ノ起算点ヲ規定スル場合ハ二四一ニヨリ債権其ノ他ノ請求権ニヨリ債権者ヨリ給付ヲ請求スルヲ得ル時

ヨリ時効ハ進行ス

停止条件付又ハ始期付ノ権利ノ目的物ヲ第三者カ占有スル場合ハ其ノ占有者ノタメニ取得時効ノ進行ヲ妨ケス

從テ之レカ爲メ第三者カ時効ニヨリ其ノ目的物ヲ取得シ条件付又ハ期限付権利者カ条件成就シ期間到来スルニ至リ其ノ権利ヲ取得スルヲ得サレ場合ヲ生スルコトアリ。故ニ条件付又ハ期限付権利ハ其ノ第三者ニ対シ時効ヲ中断スルカタリ其ノ承認ヲ求ムル事ヲ得（一六六エ）

長期時効ニ於テハ時効期間ノ債権十年。債権又ハ所有権ニアラサレハ財產權ハ二十年（一六七）

債権ノ係ハ日常頻繁ニ發生シ且証明ノ方法困難トシテ以テ取引ノ安全ヲ保護スルカ爲メ他ノ財產權ニ比シ其ノ時効期間ノ短縮アリ

定期金債権ニ于テハ特別ノ時効期間ヲ定ム

定期金債權トハ一定ノ期間継続シテ定期ノ金メソノ他ノ物ノ給付ヲ目的トスル債權ヲ云フ

例ハ終身年金 定期扶養ヲ受クル債權ノ如シ(一六八)

(乙) 短期時效

其ノ要件ハ長期時效ト異ナハ所ナラ單ニ期間ニ於テ長短アリ

五年以下ノ期間ナリ(一六九以下)

短期時效ノ適用アルハ日常頻繁生スル債權ナリ

之等ノ債權ハ其ノ給付ノ内容重要ナレハ從テ証拠ヲ保スル方法ヲ

講セサルヲ常トスルカ故ニ証拠ヲ湮滅シ易シ

且債權者ニトリテハ寧ロ小額ノ取引ヲ保ハ速ニ確定セシムルヲ利

益トス 之レ短期時效ヲ設ケタハ所以ナリ

(丙) 五年ノ時效

五年又ハ之レヨリ短カキ時期ヲ以テ定メタハ金メソノ他ノ物ノ

給付ヲ目的トスル債權ハ五年ノ時效ニヨリテ消滅ス(一六九)

即チ定期(年又ハソレヨリ短キ時期)ニ短期的ノ給付ヲナスヘキ債權ヲ云フ

例ハ利息 地代 小作料 賃銀等ノ如シ

(2) 三年ノ時效

一七〇、一七一

(3) 二年ノ時效

一七二、一七三

(4) 一年ノ時效

一七四

以上ノ長期及短期ノ時效ハ一畝ノ財産權ニ付通用アリ
尚民法(一二六 四二六 七二四 其他) 商法ノ他ノ法律ニ於

テ特別ノ時効アリ

第四款 除斥期間

或期間内権利ヲ行使スルコトヲ要シソノ期間ノ経過ニヨリテ
 利ノ消滅ヲ未ス期間ヲ云フ 時効ト類似スト虽モ其ノ性質ヲ異ニス
 除斥期間ノ権利成存期間ハ初メハ権利ヨリ生存ノ期間内ニ
 行使ヲ受テ 期間内ハ権利ノ行使ヲト否トヲ向ハス期間カ経過ス
 レハ権利ハ消滅ス 從テ除斥期間ニハ中断又ハ停止ナシ
 又當事者ノ援用ヲモ必要トセス 法典ハ除斥期間ト時効トヲ區別
 スルタメ時効ノ適用ヲ受クルモノニ付テハ殊ニ時効ニヨリナシ文字
 ヲ用テ 除斥期間ヲ定メタル場合 例ハハ一九二二ノ一 三八二
 五ノノ他收奪ニ違アラズ(完)

(以上大正五年五月二十五日了)

民法總論終

14
662

終